

(案)

「競争ルールの検証に関する報告書2022(案)」に対する意見 及びそれに対する考え方

- 意見募集期間 : 2022年7月23日(土)から同年8月26日(金)まで
- 意見提出件数 : 26件 (法人・団体:13件、個人:13件)
- 意見提出者 :

(意見受付順、敬称略)

	意見提出者
1	JCOM株式会社
2	東京都消費生活総合センター
3	ソニーネットワークコミュニケーションズ株式会社
4	株式会社NTTドコモ
5	公益社団法人日本消費生活アドバイザー・コンサルタント・相談員協会 ICT委員会・消費者提言委員会
6	一般社団法人テレコムサービス協会
7	西日本電信電話株式会社
8	東日本電信電話株式会社
9	クアルコムジャパン合同会社
10	ソフトバンク株式会社
11	株式会社オプテージ
12	KDDI株式会社
13	楽天モバイル株式会社
—	個人(13件)

意見	考え方	提出意見を踏まえた案の修正の有無
----	-----	------------------

■ 第2章 モバイル市場の競争環境に関する検証

1. 報告書2021の公表以降の取組		
(2) 報告書2021の公表以降の総務省等における取組		
意見2-1 携帯電話ポータルサイトについて、公平公正なサイトとして一般消費者への更なる周知をしていただくと共に、今後も消費者に役立つ情報を追加してほしい。		
<p>P5携帯電話ポータルサイト</p> <p>携帯電話ポータルサイトは、サイトのリニューアルにより、漫画や動画で複雑な仕組みをわかりやすく解説しており、消費者啓発に役立っている。公平公正なサイトとして一般消費者への更なる周知をしていただくと共に、今後も消費者に役立つ情報を追加してほしい。</p> <p style="text-align: right;">【東京都消費生活総合センター】</p>	○ いただいた御意見については、参考として承ります。	無
意見2-2 携帯電話ポータルサイトについて、今後も消費者に役立つ情報の更新に期待。		
<p>携帯電話ポータルサイトは、今年4月の大幅なサイトリニューアルにより、漫画や動画を使って複雑な仕組みをわかりやすく解説するようになり、消費者が携帯電話サービスを選ぶ際に役立つサイトとしてだけでなく、消費者啓発の場での利用や消費生活相談業務にも役立つ内容になったと感じます。</p> <p>今後も消費者に役立つ情報の更新に期待します。</p> <p style="text-align: right;">【公益社団法人日本消費生活アドバイザー・コンサルタント・相談員協会 ICT委員会・消費者提言委員会】</p>	○ いただいた御意見については、参考として承ります。	無
2. 事業法第27条の3の執行の状況		
(1) 上限2万円規制に関する事項		
意見2-3 上限2万円規制は継続すべき。違反の場合には、業務改善命令を積極的に行ってほしい。		
<p>P21 上限2万円規制の遵守の徹底について(販売現場での遵守の徹底に向けた措置)</p> <p>利益提供上限2万円の規制は評価できる施策であり、規制は継続すべきと考える。総務省は覆面調査等を通じて確認し、違反がみられる場合は業務改善命令を積極的に行ってほしい。</p> <p style="text-align: right;">【東京都消費生活総合センター】</p>	<p>○ 本報告書案への賛同の御意見として承ります。</p> <p>○ 上限2万円規制の遵守を徹底するため、総務省においては引き続き覆面調査等を通じて、販売現場において不適切な行為が行われていないかを確認することが必要と考えます。また、電気通信事業法(昭和59年法律第86号。以下「事業法」といいます。)第27条の3の規律に反する行為が行われた場合には、総務省において業務改善命令を含め適切な対応を行っていくことが必要と考えます。</p>	無
意見2-4 上限2万円規制の一層の徹底に向けたルール整備に関する本報告書案の方向性に賛同。端末大幅割引による利用者を誘引するモデルの速やかな根絶につながる措置の徹底を進めていただきたい。		
上限2万円規制の一層の徹底に向けたルール整備については、利用者の誤認や利用者間の	○ 本報告書案への賛同の御意見として承ります。	無

<p>不公平等、利用者にとっての不利益を防止することに寄与することから、本報告書案の考え方に賛同いたします。</p> <p>この点、電気通信事業法による規制対象となる利益の提供によるものを含む過度な端末の値引きについては、利用者にとって誤認を招きやすく、不公平であるばかりか、「通信料金と端末代金の完全分離」を目指して、MNP転出手数料の原則無料化、解約違約金の大幅な減額や廃止に対応してきたMVNOにとって許容できるものではありません。総務省殿においては、モバイル市場の現状を改めて網羅的に検証するとともに「端末の大幅な割引等により利用者を誘因するモデル」については速やかな根絶につながるよう措置の徹底を進めていただくことを要望いたします。</p> <p style="text-align: right;">【一般社団法人テレコムサービス協会】</p>	<p>○ 総務省において、引き続き、電気通信事業法の一部を改正する法律(令和元年法律第5号。以下「改正法」といいます。)により講じた措置の効果やモバイル市場に与えた影響等について、評価・検証を行い、事業法第27条の3の規律に反する行為が行われた場合には、必要に応じて適切な対応を行っていくことが必要と考えます。</p>	
<p>意見2-5 上限2万円規制に係る対応の方向性を踏まえ、事業法遵守に努める。店頭の商品物の表記について、懸念を考慮した対応が必要。</p>		
<p>P20-21 (1) 上限2万円規制に関する事項 ③ 対応の方向性 ○ 上限2万円規制の遵守の徹底について(一層の徹底に向けたルール整備)</p> <p>本対応の方向性も踏まえ、今後も現行取り組み継続・強化を行い、事業法遵守に努めていく考えです。</p> <p>本報告書案に記載されている店頭の商品物の購入価格を併記する等の措置については、表記が小さくなることや情報過多となることで、却ってわかりづらくなる懸念もあるため、これらの課題を考慮した対応の検討が必要と考えます。また、当該措置については、端末単体購入に対しても行う利益提供と、セット購入を条件とする利益提供とを組み合わせる形で、端末の大幅な安値販売(2万円を超える利益提供)を実施している端末販売時にのみ対応が必要となる認識です。</p> <p style="text-align: right;">【ソフトバンク株式会社】</p>	<p>○ 本報告書案への賛同の御意見として承ります。</p> <p>○ MNO4社及びその販売代理店等は、端末単体購入に対しても行う利益提供と回線契約とのセット購入を条件とする利益提供を組み合わせる形の値引き等の対象となる端末に関し、端末単体購入の場合でも同条件で利益提供が行われる旨を明確に示す必要があります。MNO4社及びその販売代理店等は、店頭の商品物(ポスター等、価格訴求を行うもの)において、単体購入用とセット購入用とで在庫が分かれていない旨を表示する等の措置を講じるに当たっては、この点について、表示の大きさや情報量も含め、消費者が十分に認知できるよう工夫することが妥当と考えます。</p>	無
<p>意見2-6 回線契約者と非回線契約者との間の形式的な提供条件の差異の撤廃や、端末販売に際する説明に関する本報告書案の考え方に賛同。オンライン及び店頭での端末の販売状況等について、総務省には注視いただくことを要望。</p>		
<p>通信と端末の分離の適正化を促進し、行き過ぎた囲い込みを禁止することは、事業者間の競争を活性化させ、利用者利便の向上に繋がるため、各事業者は電気通信事業法27条の3の趣旨を踏まえてサービス提供・販売することが重要であると考えます。</p> <p>端末の販売に際し、実質的に新規回線契約者のみにしか販売されていないのであれば、事業法27条の3の重大な違反のおそれがあり、また、店頭の商品物等における販売条件等の表示が小さい場合や、割引適用の条件が複雑な場合などにおいては、利用者の誤認や不利益につながる可能性があります。</p> <p>そのため、非回線契約者に対しても、新規回線契約者と同条件にて端末が販売され、かつ販売に際して適切な説明や告知がなされることが重要と考えますので、本報告書の考え方に賛同いたします。</p>	<p>○ 本報告書案への賛同の御意見として承ります。</p> <p>○ なお、販売現場において不適切な行為が行われていないかについては、総務省において、覆面調査等を通じて確認しているものと認識しています。</p>	無

<p>なお、オンラインにおいても非回線契約者に対して端末の販売がなされておりますが、仮に、店頭のみで端末の大幅な割引がなされる等、オンラインと店頭での割引額や適用条件に大きな差が生じている場合は、店頭販売への過度な誘引となることで、実質的に利用者による端末購入方法の選択の制限につながるおそれがあると考えます。加えて、店頭では回線契約を断りにくいなど、非回線契約者による端末のみの購入を阻害する要因となることも考えられます。この点、利用者利便の向上および利用者による適切かつ自由なサービス選択を促進する観点から、オンラインおよび店頭での端末の販売状況等について、総務省殿には注視いただくことを要望いたします。</p> <p style="text-align: right;">【株式会社オプテージ】</p>		
<p>意見2-7 端末購入プログラムの販売状況、周知状況を総務省に引き続き注視いただき、課題が生じた場合の解決に向けた取組を要望。</p>		
<p>移動通信市場の活性化には、各事業者が電気通信事業法第27条の3の趣旨を踏まえてサービスを提供・販売することが重要であると考えます。このため、端末購入サポートプログラムについて、非回線契約者を含めて適切に販売されているか、および利用者に対して正確な情報を周知徹底しているかについて、総務省殿には引き続き注視いただき、課題が生じている場合には、解決に向けた取り組みを行っていただくことを要望いたします。</p> <p style="text-align: right;">【株式会社オプテージ】</p>	<p>○ 端末購入プログラムについては、総務省において、引き続き現状把握に努めるとともに、その中で課題等がある場合には、適切な対応を行うことが必要と考えます。</p>	<p>無</p>
<p>意見2-8 事業法第27条の3違反事案等があったことを踏まえ、法令遵守の徹底に引き続き取り組む。</p>		
<p>今般、当社においても電気通信事業法第27条の3の規律に違反すると判断される事案が複数確認されたとの結果を真摯に受け止め、令和4年6月15日に行われた「販売代理店の業務の適正性確保に向けた措置の実施等に係る要請」を踏まえた再発防止措置の着実な実施等、法令遵守の徹底に引き続き取り組んでまいります。</p> <p>今般、非回線契約者への端末購入プログラムの提供拒否をはじめとして、電気通信事業法第27条の3の規律に違反すると判断される事案が複数確認されたとの結果を真摯に受け止め、令和4年6月15日に行われた「販売代理店の業務の適正性確保に向けた措置の実施等に係る要請」を踏まえた再発防止措置の着実な実施等、法令遵守の徹底に引き続き取り組んでまいります。</p> <p style="text-align: right;">【楽天モバイル株式会社】</p>	<p>○ 総務省が2021年度に実施した、事業法第27条の3の遵守状況に関する覆面調査等の結果も踏まえ、MNO4社及びその販売代理店等においては、事業法第27条の3及び関連規定の遵守に努めることが適当と考えます。</p>	<p>無</p>
<p>意見2-9 端末単体購入についても値引き額を規制すべき。</p>		
<p>いわゆる2万円規制に対する意見</p> <p>この規制自体は、過当競争を抑止することに役立っていると思われるが、昨今、これを潜脱する形で、端末単体の購入の際の一括1円・実質1円キャンペーン等がなされており、これを転売目的の購入者が濫用している状況にある。</p> <p>そのため、端末の発売日から一定期間(おおむね3か月程度)は、端末単体購入についても、値引き額の規制を設けるべきではないか。</p> <p style="text-align: right;">【個人4】</p>	<p>○ 上限2万円規制については、通信料金と端末代金の分離を目的として通信サービスの利用を条件とする端末代金の値引き等の利益の提供に上限を設けているものです。</p> <p>○ 端末の大幅な安値販売に伴う、いわゆる「転売ヤー」の跋扈による問題については、MNO各社において、法令に反しない範囲内で、実効性のある対策を実施することが適当と考えます。</p> <p>○ なお、上限2万円規制を含む事業法第27条の3に係る規律については改正法の附則第6条(3年経過後の施行状況の検討)</p>	<p>無</p>

	の規定を踏まえ、今後検討を行うことが適当と考えます。	
意見2-10 上限2万円規制を廃止し、iPhone優遇を止めさせるべき。		
<p>iPhoneだけ物販の価格を下げて回線契約に伴って1円で販売して狭い。アンドロイドのハイエンド端末は正規の価格で馬鹿にしている。回線契約の2万円を廃止しiPhone優遇を止めさせるべきだ。</p> <p style="text-align: right;">【個人6】</p> <p>Androidは端末価格を殆ど下げることはない。iPhoneだけ端末価格を下げ1円で販売して不公平だ。1円で販売するなら回線契約の2万円を完全になくすべきである。どうせ割引を禁止されてもPhonedだけ優遇されて安売りをするのだから。</p> <p style="text-align: right;">【個人7】</p>	<p>○ 端末代金については、一般的に経営戦略等に応じて電気通信事業者を含む端末の販売者が設定するものと考えます。</p> <p>○ 上限2万円規制については、通信料金と端末代金の分離を目的として通信サービスの利用を条件とする端末代金の値引き等の利益の提供に上限を設けているものであり、端末代金の価格を直接規律するものではありません。</p> <p>○ なお、上限2万円規制を含む事業法第27条の3に係る規律については、改正法の附則第6条（3年経過後の施行状況の検討）の規定を踏まえ、今後検討を行うことが適当と考えます。</p>	無
意見2-11 回線契約に伴う2万円割引を禁止すべき。		
<p>端末の単体販売拒否や転売防止を要望する状態なら回線契約に伴う2万円の割引を禁止すべきである。</p> <p>2万円までと厳しめに制限をかけたにもかかわらず物販価格を大幅に値下げした結果、端末の単体販売拒否が発生し、また転売ヤーが発生したのである。価格が安いと端末の在庫が有るにも関わらず在庫なしと嘘をついて販売を拒否された。回線と端末が分離されているが端末の単体販売を拒否することで事実上昔のままである。回線契約の割引を制限しても端末の単体販売を拒否して、ルールを守れないから回線契約の割引は禁止するしか有るまい。</p> <p>またアンドロイドなら本体価格が安い機種を2万円の割引で1円になるがiphoneの場合は本体価格が高くハイエンド端末にも関わらず物販価格を下げて1円にしている。アンドロイドのハイエンド端末は大幅な割引がなく1円販売はない。転売防止も物販価格を大幅に割引しているiphoneが対象だ。アンドロイドユーザはiphoneのような優遇はない。スマートフォンは量産品でありコンサートのチケットのような希少性なものではない。転売防止を要請すること自体この業界はおかしい。物販価格は端末の単体販売しても問題ない値段にするが端末の単体販売を拒否するので、販売ノルマはないと謂われているiphoneだけ1円の優遇策がとれる。物販価格だけになれば今までのように優遇策が取りづらくなり、端末のみや回線契約を伴ってもiphoneとアンドロイドの格差が少しだけ小さくなる。</p> <p>2万円の割引を禁止した場合、新たな世代の通信方式の普及が進みづらくなる。そこで例外として現在は3Gからの機種変更のみ制限の対象外になっているのを4Gから5G、5Gから6Gの場合など最新の世代より一つ下の世代からも制限の対象外に加える。このとき端末だけ手に入れられることを防止するため回線契約で短期解約（6ヶ月以内）をする場合、端末に対する割引の取り消しを可能とする。</p> <p>またmvnoの普及を妨げることのないように対象範囲を現在の100万回線以上から300万回線以上に緩和する。</p> <p>これらを実施すれば2万円の割引を禁止にしても問題はない。</p> <p style="text-align: right;">【個人10】</p>	<p>○ 上記「意見2-10」に対する考え方のとおりです。</p> <p>○ なお、端末の大幅な安値販売に伴う、いわゆる「転売ヤー」の跋扈による問題については、MNO各社において、法令に反しない範囲内で、実効性のある対策を実施することが適当と考えます。</p>	無

2. 事業法第27条の3の執行の状況		
(2) 既往契約の解消状況		
意見2-12 既往契約の更新に係る特例の廃止に賛同。		
<p>MNOとMVNO間の公正競争環境の確保のために、早期に既往契約の解消を図ることは重要となる。利用者にとって不利な不適合条件は全て解消され、囲い込み効果の高い既往契約は順次解消することから、既往契約の更新に係る特例を2023年末をもって廃止することに賛同いたします。</p> <p style="text-align: right;">【株式会社オプテージ】</p> <p>「特段の問題がなければ、不適合拘束条件の解消時期(政策目標)として設定した2023年末をもって、既往契約の更新に係る特例(3G契約に係る部分を除く。)を廃止することが適当」(PP30-31)とする本報告書(案)の方向性に賛同いたします。</p> <p style="text-align: right;">【楽天モバイル株式会社】</p>	<p>○ 本報告書案への賛同の御意見として承ります。</p>	無
意見2-13 3G停波による端末買換えは上限2万円規制の対象外とすべき。解約忘れによる返金苦情が発生しないような体制の構築を法令で定める等の施策を検討してほしい。		
<p>P29 3G契約に関する事項</p> <p>本人確認などを厳格化した上で、3G停波の影響を受け端末を買い換えざるを得ない人は、2万円規制の対象外とすべきだと思う。相談現場には、事業者が3G停波のお知らせ(DM)を送ったのをきっかけに、利用していない副回線契約や見守り用携帯の月額利用料金を何年も支払い続けていたことが発覚したことにかかる苦情があった。解約忘れによる返金苦情が発生しないような体制の構築を法令等で定めるなどの施策を検討してほしい。</p> <p style="text-align: right;">【東京都消費生活総合センター】</p>	<p>○ 2万円の上限を超える端末値引き等の利益提供の例外として、電気通信事業法施行規則(昭和60年郵政省令第25号。以下「施行規則」といいます。)第22条の2の16第1項第2号ハにおいて、通信方式変更に対応するための端末に関する特例(以下「3G特例」といいます。)が設けられています。</p> <p>○ また、「電気通信事業法の消費者保護ルールに関するガイドライン」では、本年2月に実施した改正において、いわゆる「解約の誤認」や「解約忘れ」について、「電気通信事業者は、当然の責務として、契約期間中は常に利用者に配慮し、こうしたこと(解約忘れ等)が生じないよう適切に対処する必要がある。」との内容が盛り込まれたものと承知しております。</p> <p>○ 今後、総務省においては、まずはガイドライン改正等を踏まえた事業者の対応や苦情動向等を注視していくことが適当と考えます。</p>	無
意見2-14 VoLTE非対応端末等への特例適用に関する本報告書案の方向性に賛同。3G/4G共通プラン利用者への3G特例の適用を認めて欲しい。		
<p>P31</p> <p>(2) 既往契約の解消状況</p> <p>③ 対応の方向性</p> <p>本対応の方向性に賛同します。</p> <p>3G/4Gの共通契約(プラン)に加入している3G端末や非VoLTE端末利用者への本特例規律の適用については、2020年5月29日付「電気通信事業法第27条の3等の運用に関するガイドライ</p>	<p>○ 本報告書案への賛同の御意見として承ります。</p> <p>○ 3G特例については、特定の通信方式のみに対応した端末を利用している者が新たな通信方式に対応するために購入等する端末を対象としているものです。</p> <p>○ 御意見にある規律の見直しを検討するためには、少なくとも御意見にある「実現可能」とする「潜脱的な運用防止」策について具体的に説明を頂く必要があります。</p>	無

<p>ン」改正案に関する意見募集結果(意見8)に対する総務省殿の考え方で、潜脱的な運用が行われるおそれがあるため適用の対象外となっていますが、潜脱的な運用防止が十分と認められる方法が示された場合には見直し検討を行う旨示されています。</p> <p>本特例規律を利用した潜脱的な運用防止については、事業者側で登録されている端末と実際に持ち込まれた端末を照合する等で確実に実施可能と考えます。</p> <p>3G端末や非VoLTE端末を利用しているお客さま間で、お客さまの加入プランによって特例規律適用可否に差異が生じることは、消費者保護観点からも著しく不公平な状況であるため、早期に解消頂くことを要望します。</p> <p style="text-align: right;">【ソフトバンク株式会社】</p>	<p>○ このため、この事項を含めた各社からの事業法第27条の3の規律の見直しに関する御意見等を聴取した上で、改正法の附則第6条(3年経過後の施行状況の検討)の規定に基づく検討の中で、御意見にある規律の見直しの要否を含め検討を行うことが適当と考えます。</p>	
<p>意見2-15 3G契約に関する見直しの要否の検討に賛同。3G特例に関する更なる移行促進策を要望。</p>		
<p>3Gサービスの終了に関して、規律の趣旨を損なわない範囲で、利用者利益にも配慮しながら、その見直しの要否について検討を行うことに賛同いたします。</p> <p>なお、3Gサービスの終了に係る課題については、今後3Gサービスが終了する事業者からの要望のみならず、既に3Gサービスが終了した事業者や3Gサービスを提供していないMVNO事業者からの要望等※も踏まえて、検討を行うことが必要と考えます。</p> <p>※再掲:「電気通信事業法第27条の3等の運用に関するガイドライン」の改正案に対する意見募集(令和4年1月17日)に対する当社提出意見</p> <p>当社では、令和4年3月31日をもってauとUQ mobileの契約解除料の廃止を公表するなど、改正法に適合しない契約の解消に真摯に取り組んでおり、今般、改正法適合契約への移行の状況を踏まえ、「旧契約の更新に関する特例」を令和6年1月1日までに廃止することに賛同いたします。</p> <p>一方で、「3G契約」については、端末の買い換えやSIMカードの交換が必要になるなど、利用者への影響が大きいことから、各社の3Gサービス終了まで特例を維持することになっておりますが、3G契約者の移行先検討の選択肢確保と、改正法に適合した契約への更なる移行促進を図るため、特例の維持とあわせて追加的措置が必要と考えます。</p> <p>具体的には、現状の「通信方式の変更に対応するための端末の特例(対照価格以下の利益提供が可能)」に加えて、自社の3Gサービスの提供有無(3Gサービスの終了時期の差異含む。以下、同じ。)に関わらず、3G契約者を対象とした通信料金の割引施策ができるように措置(電気通信事業法第29条第1項第5号に該当しないと整理)いただきたいと思います。</p> <p>例えば、3Gサービス提供中の事業者は、自社・他社双方の3G契約者を対象として、改正法適合契約へ移行する際の通信料金の割引施策(以下、「移行施策」という。)の実施が可能ですが、3Gサービスを提供していない事業者(MVNOや早期に3Gサービスを終了した事業者)は、同様の移行施策を実施することができません。</p> <p>これは、自社の3G契約者がいない場合には、他社の3G契約者からの新規契約(MNP)の</p>	<p>○ 本報告書案への賛同の御意見として承ります。</p> <p>○ 3G特例については、特定の通信方式のみに対応した端末を利用している者が新たな通信方式に対応するために購入等する端末を対象としているものです。</p> <p>○ なお、事業法第27条の3の規律については、改正法の附則第6条(3年経過後の施行状況の検討)の規定を踏まえ、3G特例の見直しの要否についても、その中で検討を行うことが適当と考えます。</p>	<p>無</p>

<p>みを条件とした通信料金の割引となり、電気通信事業法第27条の3等の運用に関するガイドライン違反(電気通信事業法第29条第1項第5号に該当する可能性)となるためです。</p> <p>上述の追加的措置をとることで、3G契約者にとっては移行先の検討の選択肢が増え、また、自社の3Gサービスの提供有無による事業者間の規律の差異が解消され、公正競争環境が整うことで、改正法に適合する契約への移行を促進する政策目的の実現にも資すると考えます。</p> <p>追加的措置をとらない場合は、各社の3Gサービスの提供有無に起因して、3G契約者は、現に3Gサービスを提供している事業者が実施する移行施策しか実質的に選択できず、移行先の検討の選択肢が制限される問題が生じることで、改正法に適合した契約への移行が進展せず、長期にわたり改正法に適合しない契約が続くおそれ生じると考えます。</p> <p style="text-align: right;">【KDDI 株式会社】</p>		
<p>2. 事業法第27条の3の執行の状況 (3) その他、執行全般に関する事項</p>		
<p>意見2-16 端末のみの販売の規制を検討してほしい。</p>		
<p>P36 ○通信料金と端末代金の完全分離に係る規律の在り方</p> <p>通信料金と端末代金の完全分離については賛成であるが、その結果端末のみを廉価販売することが常態化しつつあり、相談現場には、組織的に集められたと思しき人々が廉価端末を大量に購入しているという転売ヤーに関する苦情も寄せられている。携帯電話不正利用防止法等の対象を拡大するなど、端末のみの販売の規制を検討してほしい。</p> <p style="text-align: right;">【東京都消費生活総合センター】</p> <p>通信料金と端末代金の完全分離については賛成です。しかし、最近の円安を背景に、端末販売価格の大幅な値引きと電気通信事業法の限度いっぱいMNP乗換値引き回線契約を組み合わせ、縛りのない人気端末を廉価で購入し組織的に販売する「転売ヤー」による購入契約が常態化しつつあることに危惧しています。端末のみの販売を電気通信事業法で規制することは難しいと思われませんが、キャリアの正当な利益と消費者の利益を確保できるような、規制の検討を希望します。</p> <p style="text-align: right;">【公益社団法人日本消費生活アドバイザー・コンサルタント・相談員協会 ICT委員会・消費者提言委員会】</p>	<p>○ いわゆる「転売ヤー」に関しては、MNO各社において、販売奨励金等を通じて今後も大幅な安値販売を実施するのであれば、御指摘も踏まえ、各社及び販売代理店における業務実態を踏まえつつ、法令上の問題点の有無等について確認した上で、実効性のある対策を検討し、実施することが適当と考えます。</p> <p>○ なお、上限2万円規制を含む事業法第27条の3に係る規律については、改正法の附則第6条(3年経過後の施行状況の検討)の規定を踏まえ、今後検討を行うことが適当と考えます。</p>	<p>無</p>
<p>意見2-17 事業法第27条の3の適用対象事業者を市場の状況に応じて見直ししてほしい。</p>		
<p>事業法第27条の3による禁止行為の規律の適用を受ける事業者について、利用者の割合が0.7%(≒100万利用者)の独立系MVNO事業者も対象とされているところ、MNOグループと独立系MVNOでは事業規模に大きな差があるため、同じ規制では独立系MVNOに影響が大きく、競争力低下につながるおそれがあると考えます。</p> <p>総務省殿においては、MVNOの多様なサービス開発の促進、ひいては利用者利便の向上のため、独立系MVNOにMNOグループと同条件の規制を適用することについて、市場の状況に応じて適宜見直しいただくことを要望いたします。</p>	<p>○ 施行規則第22条の2の15に定める禁止行為の規定の適用を受ける電気通信事業者の基準については、モバイル市場における競争の状況等の変化を踏まえ、必要に応じ、見直しを検討していくことが適当と考えます。</p>	<p>無</p>

意見2-18 総務省において、必要に応じて、報告事項や運用ガイドラインの随時の見直しを含む対応を行っていくことが適当とする本報告書案の方向性に賛同。

P39
 (3) その他、執行全般に関する事項
 ③ 対応の方向性

本対応の方向性に賛同します。具体的には以下の点を要望します。

■継続利用割引の規律について
 継続利用割引の規律(上限:1ヵ月分の料金/年)については、以下a,bいずれのケース(施策)も規律が適用される認識です。
 a. 回線契約を今後Nヶ月継続するお客さまを対象にする施策(将来の特典を提示)
 b. 回線契約を結果的に継続したお客さまを対象にする施策(将来の特典を提示していない)

b.のケースについては、受付停止済みの旧サービスや事業法不適合プランのマイグレーションを促進する観点で、継続利用割引の規律に該当する提供条件であると解されることは、法の趣旨に則しておらず過剰な規制と考えられるため、回線契約の継続を促していないケースは規律対象外にして頂くことを要望します。

■ガイドラインの解釈共有等について
 昨年度取り組みで解釈共有フローを整理頂きましたが、さらに総務省殿と個社の間で整理された解釈を、他の事業者にも速やかに周知するのみではなく、その解釈等について疑義があれば議論ができるようなプロセスを担保頂きたいと考えます。
 また、規律が複雑化しているため、総務省殿への個別相談も多々必要となっておりますが、回答を頂くまでに相当な時間を要するケースが多く、サービス開始時期に影響が生じる事例も発生しているため、回答はより速やかに頂きたいと考えます。
 なお、自由化されている電気通信市場は、本来電気通信サービスの多様性や事業者の創意工夫により発展していくべきと考えますが、規律が複雑化していることで必要以上にサービスの検討を萎縮させてしまうといったマイナスの影響があることから、将来的には規律をシンプルにしていく必要があると考えます。

■報告物全般について
 総務省殿に対する報告項目について、昨今一部見直しされた項目もありますが、依然として相当数の報告を求められており、事業者の対応コストや負荷が課題となっております。
 このため、今後においても、事業者にとって過度な負担とならないよう、各データが現状実施されている分析や検証に真に必要なか、また市場の変化等により報告意義が薄れているものはないか等、総務省殿への報告項目全般について継続的に精査の上、不要となったまたは必要性が

- 本報告書案への賛同の御意見として承ります。
- 事業法第27条の3に係る規律については、改正法の附則第6条(3年経過後の施行状況の検討)の規定を踏まえ、今後検討を行うことが適当と考えます。
- ガイドラインの解釈共有等については、総務省において、必要に応じて、事業法第27条の3等の運用に関するガイドライン自体の随時の見直しを含む対応を行っていくことが適当と考えます。
- 総務省への報告事項については、政策の適切な効果検証の実施が損なわれないことを前提とした上で、御指摘の点も踏まえ、引き続き、関係事業者の負担にも配慮しつつ、随時見直すことが適当と考えます。

無

<p>低下した項目は報告対象から外す等速やかな見直しを行って頂くことを要望します。 【ソフトバンク株式会社】</p>		
<p>意見2-19 「報告規則」、「報告徴収」等の見直しや終了期限の設定をしていただきたい。</p>		
<p>事業法第27条の3の規律に関連する報告事項は、「電気通信事業報告規則」及び、「報告徴収」、「要請」等が存在しておりますが、それ以外も含め、年々総務省への報告事項が増加しており、各事業者はその対応に極めて多くの稼働を要しております。</p> <p>したがって、まずは総務省において、報告事項全体を整理・棚卸いただき、不必要な報告事項は、削減していただきたく存じます。</p> <p>また、継続する報告事項は、個別具体的にその必要性を公表していただきたいと考えます。</p> <p>なお、当社は、以下の報告事項について、報告データの重複及び活用の観点から、見直しが必要と考えます。</p> <p>【異なる報告様式で報告データが重複しているもの】</p> <ul style="list-style-type: none"> ✓ 報告規則様式第3と様式第11や、様式第3と様式第12、様式第3と様式第12-2における契約数 ✓ 報告規則様式23-7と様式23-8における入手数・売却数・在庫数 ✓ 報告徴収(総基料第129号)の「利用者の円滑な移行を促進するための計画の実施状況報告」と、要請(総基料第25号)の「既往契約や不適合拘束条件の早期解消に向けた報告」 ✓ 要請(総基料第135号)のスマートフォンの購入等を条件とした経済的利益提供の状況と、報告規則第23の5全ての端末販売に係る経済的利益提供の状況 <p>【報告データが活用されているかどうか不明なもの】</p> <ul style="list-style-type: none"> ✓ 要請(総基料第142号)における、端末購入サポートプログラムに係る様式1・様式2・様式3・様式4 <p>加えて、「報告徴収」及び「要請」に基づく報告事項は、終了期限がないものが多く存在しております。そのため、各報告について終了期限を設定いただきたいと考えます。また、今後の要請等も原則同様の取扱いとしていただくようお願いいたします。</p> <p>【株式会社NTTドコモ】</p>	<p>○ いただいた御意見は、参考として承ります。</p> <p>○ 総務省への報告事項については、政策の適切な効果検証の実施が損なわれないことを前提とした上で、御指摘の点も踏まえ、引き続き、関係事業者の負担にも配慮しつつ、随時見直すことが適当と考えます。</p>	<p>無</p>
<p>意見2-20 報告事項や運用ガイドラインの見直しを含む対応を行っていくことが適当とする本報告書案の方向性に賛同。</p>		
<p>事業者の過度な負担を減らし、かつ、モバイル市場における公正な競争を促進する観点から、「総務省においては、必要に応じて、報告事項の見直しや、運用ガイドライン自体の随時の見直しを含む対応を行っていくことが適当」(P39)とする本報告書(案)の方向性に賛同いたします。</p> <p>加えて、「施行後3年を経過した場合において規定の施行の状況について検討を加えることとされており、総務省においては、当該規定に基づき必要な検討を行うことが適当」(PP39-40)とする本報告書(案)の方向性に賛同いたします。</p> <p>協調的寡占の色彩が強い電気通信分野においては、新規参入が困難であったり、新規参入を果たしても不利な競争環境に置かれたりするおそれがあるため、公正かつ自由な競争の基盤を確保する等の観点からも、新規参入事業者の参入効果が市場の活性化に結びつくよう、当該規定の見直しについて検討する必要があると考えます。</p>	<p>○ 本報告書案への賛同の御意見として承ります。</p> <p>○ なお、事業法第27条の3に係る規律については、改正法の附則第6条(3年経過後の施行状況の検討)の規定を踏まえ、今後検討を行うことが適当と考えます。</p>	<p>無</p>

【楽天モバイル株式会社】		
意見2-21 現場をよく知る人たちによる検証が必要。		
<p>まず事業法第27条の3による規制の方に問題があるのではないかと検証すべきではないか？ここ最近の有識者会議を束ねている北俊一委員の提言は綺麗なロジックを並べた素晴らしい物に見えるが、現場でどうなるかを全く考慮していない頭でっかちな意見だった。だからこうやって問題が多発している。行政の無謬性を持ち出して失敗から目を背けるのではなく、政策が失敗している現実を受け止めて政策を打ち出した人を更迭して現場をよく知る人たちの手で新しいスタートを迎えることが肝要だろう。</p> <p style="text-align: right;">【個人8】</p>	<p>○ 事業法第27条の3に係る規律については、改正法の附則第6条(3年経過後の施行状況の検討)の規定を踏まえ、今後検討を行うことが適当と考えます。</p> <p>○ その他の御意見については、参考として承ります。</p>	無
3. モバイル市場の現況と分析		
(2) 通信市場の動向		
意見2-22 MVNOの政策上の位置づけについて改めて確認が必要。		
<p>報告書案においては、「MNO3社の廉価プランにより、MVNOにとっては、顧客獲得が従来よりも難しくなっている様子がうかがえる」という内容が記載されています。実際、MVNOの市場シェアについても12.1%(2021.3末)から11.3%(2022.3末)へ低下しており、縮小傾向にあります。</p> <p>一方で、報告書案には「独自のサービスを提供するMVNOは引き続き競争の軸として重要な役割を果たすことが期待される」との記載もあります。</p> <p>現状においては、同じ価格帯でMNOとMVNOが競合しています。競争の軸としてどのような役割を持つべきか、MVNOの政策上の位置づけについて改めて確認が必要と考えます。その一例としてMVNOに対する特例や「独自サービス」の提供を認めるなど具体的な方策についても検討いただくことを希望します。</p> <p style="text-align: right;">【JCOM株式会社】</p>	<p>○ いただいた御意見については、参考として承ります。</p>	無
意見2-23 MVNOが競争力を維持できるよう、MNO接続料が適切に設定されているか、監視体制を強化してほしい。		
<p>P67 エ その他(MNOとMVNOとの間の公正な競争条件の確保)</p> <p>報告書に記載の通り、MNO各社とMVNOの料金水準が近接することにより、MNOや経済力の強いMVNOによる寡占が起こりうる。MNOの料金を下げることが国家的な目標だったとは思いますが、今後MNOには価格競争にばかり注力するのではなく、5G回線敷設や次世代回線の対応にも注力すべきであり、国はそれに向けた施策を検討すべきと考えます。MVNOが競争力を維持できるよう、MNO接続料が適切に設定されているか、監視体制を強化してほしい。</p> <p style="text-align: right;">【東京都消費生活総合センター】</p>	<p>○ いただいた御意見については、参考として承ります。</p>	無
意見2-24 MNOには安定、安全面に力を入れた対策を取ってほしい。また、MNOのMVNOとの接続料等の問題解決に期待。		
<p>報告書にある通り、MNO各社とMVNOの料金差が縮まり、このままでは、資金力のあるMNOとごく一部のMVNOによる寡占が起こりうると思われます。通信料金を下げる目標をかなり達成した今後は、MNOには価格競争だけではなくインフラとして5G回線敷設や次世代回線に向けた安定、安全面に力を入れた対策を取ってほしいと考えます。また、MVNOが引き続き多様なサービスを提供して消費者の選択肢が増えるように、MNOのMVNOとの接続料等の問題解決に期待し</p>	<p>○ いただいた御意見については、参考として承ります。</p>	無

<p>ます。</p> <p style="text-align: center;">【公益社団法人日本消費生活アドバイザー・コンサルタント・相談員協会 ICT委員会・消費者提言委員会】</p>		
<p>意見2-25 早期にスタックテストの運用を開始すべきという本報告書案の考え方に賛同。</p>		
<p>モバイル市場の健全な発展のためには、MNOとMVNOの間で公正かつ活発な競争が引き続き行われることが重要と考えます。</p> <p>この点、楽天モバイルやMNO3社による割安の料金プランについては家計負担の軽減に繋がりが消費者の利益となった一方で、多くのMVNOが提供する料金プランと近接する水準であったことから、MVNOとMNOの階層的な市場構造に大きな変化をもたらし、両者の市場におけるセグメントがオーバーラップするなど、モバイル市場の競争環境に大きな影響を与えたと考えます。モバイル市場の健全な発展のためには、MNOとMVNOの間で公正競争が引き続き行われることが重要であり、特にMNOグループ内外におけるイコールフットイングが十分かつ継続的に確保されることが極めて重要となっています。</p> <p>この点、本報告書案に記載の通り、MNOの接続料等と小売料金の関係が価格圧搾を起こすものとなっていないかについて、精緻な検証が必要であると考えことから、「接続料の算定等に関する研究会」第6次報告書の取りまとめと、それに続く具体的な実施手法等を定めた指針の策定後、早期にスタックテストの運用を開始すべきという本報告書案の考え方に賛同いたします。</p> <p>また、総務省殿においては、今後も検証に必要なデータを取得し、MNOの新料金プラン等がMVNOとの競争環境に与える影響について分析、検証を継続いただくとともに、公正競争を阻害する事項が確認された場合は、速やかにその解決を図っていただくことを要望いたします。</p> <p style="text-align: center;">【一般社団法人テレコムサービス協会】</p>	<p>○ 本報告書案への賛同の御意見として承ります。</p>	<p>無</p>
<p>意見2-26 早期にスタックテストの運用を開始することが適当という本報告書案の考え方に賛同。</p>		
<p>モバイル市場の健全な発展には、MNOとMVNOの競争を通じて料金の低廉化やサービスの多様化が実現することが必要であると考えます。MNO各社の新料金プラン等については、消費者にとって望ましいものであると考えますが、その料金水準は多くのMVNOが提供する料金水準と接近するため、MVNOのサービス原価の大宗を占めるデータ接続料の水準が適正であるか等、MNOとMVNO間のイコールフットイングが確保されていることが極めて重要であると考えます。</p> <p>仮に移動系通信市場が再びMNOグループの協調的寡占になった場合は、料金の高止まりやサービスの横並びが懸念され、利用者利便を大きく損ねる可能性がありますので、特にMVNOの問題意識も踏まえて早期にスタックテストの運用を開始することが適当とされる本報告書の考え方に賛同いたします。</p> <p>なお、店頭にて、メインブランドの回線契約とあわせて端末を安値で販売後、オンライン専用プラン等への移行の案内や受付などがなされていることも想定されるところ、仮にそのような状況となっている場合、オンライン専用プランの獲得に伴う営業費用や販売費用をメインブランドで負担していることとなります。</p> <p>特に、オンライン専用プランはMVNOの料金プランと価格が近接しているところ、仮にオンライン専用プランの営業費用等をメインブランドで負担している場合は、MNOとMVNO間のイコールフ</p>	<p>○ 本報告書案への賛同の御意見として承ります。</p>	<p>無</p>

<p>フティングが確保されていないおそれがあると考えますため、スタックテストの実施に当たっては、適切に営業費用等が計上されているか、総務省殿には留意いただくことを要望いたします。</p> <p style="text-align: right;">【株式会社オプテージ】</p>		
<p>意見2-27 5G(SA)の導入段階においては、卸協議に求められる役割や、多様な卸先との関係性を十分に配慮すべき。</p>		
<p>本報告書(案)のとおり、5G(SA)の普及に向けて、MNO～MVNO間の協議を促進していくことが重要であると考えます。</p> <p>一方、本報告書(案)にて示されている「2022年に成立した電気通信事業法の一部を改正する法律の関連規定の運用も視野に入れつつ(略)」という点については、今後、「接続料の算定等の研究会」の場において、規制対象とする指定卸役務の範囲や開示する情報の範囲等を検討することが予定されております。</p> <p>この点、5G(SA)においては、サービスの導入期段階・立ち上がり期であり、導入期における卸取引は、卸元事業者と卸先事業者それぞれの強みや個性を活かした創意工夫や両者のビジネスにおける様々な関係性の中で合意形成が図られ、その結果として、多様なサービスが生まれ、新たな市場創出を行うという役割が求められていくものと考えます。</p> <p>そのため、導入期における卸協議では、卸元事業者と卸先事業者それぞれが新たな設備投資や技術開発を行い、両者が各々自らリスクを背負いながら、協力・協調し、新たなサービスをゼロから立ち上げることが重要と考えます。</p> <p>しかしながら、市場投入以前から検討されていた新たなサービスを同時期・同条件で利用することのみを目的に協議に臨む卸先事業者が別に存在する場合、指定電気通信設備を持たない卸先事業者にとっては、新たなサービスの立ち上げに参加することの意義を消失させ、新サービス創出機会を著しく損なうおそれがあると考えます。加えて、第二種指定電気通信設備を設置する事業者にとっても設備投資やイノベーションに係るインセンティブを喪失させるおそれがあると考えます。</p> <p>したがって、特に導入期段階(サービスの立ち上がり期)においては、卸協議に求められる役割や、多様な卸先との関係性を十分に配慮すべきであり、例えば、卸先事業者から情報提供または機能開放要望の明確な意思表示がない場合や国際標準化が未完了である場合等においては規制対象から除外すべきと考えます。</p> <p style="text-align: right;">【KDDI株式会社】</p>	<p>○ 5G(SA)の協議は始まったばかりであるため、事業者間の相互理解を通じた今後の協議の活発化を期待しますが、MNOとMVNO間のイコールフットイングを確保するため、総務省において事業者間協議の状況を引き続き注視していくことが適当と考えます。</p> <p>○ なお、2022年に成立した電気通信事業法の一部を改正する法律(令和4年法律第70号)の関連規定については、御指摘の点も含め、今後「接続料の算定等に関する研究会」において検討されるものと承知しています。</p>	無
<p>意見2-28 総務省において、MNOとMVNO間の協議推進や3GPP等での標準化早期実現に向け、引き続き有効な施策を検討いただくことを要望。</p>		
<p>○ 5G(SA方式)の特長を活かした多種で高度なサービスを用いてMNOとMVNOが互いに競争することが、利用者利便の更なる向上やSociety5.0の早期実現につながるものと考えるところ、5G(SA方式)により飛躍的に強化・高度化されるネットワークの機能を、MNOと同時期に、MNOと同等の自由度でもってMVNOが扱えるようになることは、公正な競争環境の確保には重要であると考えます。</p> <p>○ この点、現状においてMNOが5G(SA方式)でのサービスを開始し始めている中、標準化がまだである等の理由により、MVNOへの5G(SA方式)機能提供が実現されておらず、この状況が長期化すれば、MVNOが淘汰され、移動系通信市場が再びMNOグループの協調的寡占とな</p>	<p>○ いただいた御意見については、参考として承ります。</p> <p>○ 5G(SA)の協議は始まったばかりであるため、事業者間の相互理解を通じた今後の協議の活発化を期待しますが、MNOとMVNO間のイコールフットイングを確保するため、総務省において事業者間協議の状況を引き続き注視していくことが適当と考えます。</p>	無

<p>り、その結果、料金の高止まりやサービスの横並びなど、利用者利便を大きく損ねる可能性があると考えております。このため、総務省殿において、MNOとMVNO間の協議推進や3GPP等での標準化早期実現に向け、引き続き有効な施策を検討いただくことを要望いたします。</p> <p style="text-align: center;">【株式会社オプテージ】</p>		
<p>意見2-29 インフラ投資にかかる費用のためであれば、MNOの通信料が若干値上がりすることもやむを得ないが、説明責任は求められてしかるべき。</p>		
<p>キャッシュレス決済やオンラインでの公的手続きだけでなく、産業の効率化、河川の見守りなど災害防止面でもモバイルである5G回線の果たす役割は大きいと考えます。過疎等の人口減少地域には特に双方向のコミュニケーションツール(医療や見守り等)としてインターネットが不可欠であり、そのような地域への基地局敷設に注力することを切に願います。インフラ投資にかかる費用のためであれば、施設を維持管理する必要のあるMNOの通信料が若干値上がりするのもやむなしと考えます。しかし、いかなる場合も説明責任は求められてしかるべきです。</p> <p style="text-align: center;">【公益社団法人日本消費生活アドバイザー・コンサルタント・相談員協会 ICT委員会・消費者提言委員会】</p>	<p>○ いただいた御意見については、参考として承ります。</p>	<p>無</p>
<p>意見2-30 国としても5Gのインフラ整備を支援すべき。</p>		
<p>P67 エ その他(5G時代における取組)</p> <p>人口カバー率はアップしているが、5Gは河川の見守りなど災害防止等の役割も果たすと思われることから、人口のいないところであっても基地局は必要である。国としてもインフラ整備を支援すべきと考える。</p> <p style="text-align: center;">【東京都消費生活総合センター】</p>	<p>○ いただいた御意見については、参考として承ります。</p>	<p>無</p>
<p>意見2-31 総務省において、乗換えを妨げる要素がないか、引き続き、確認をしていくことが適当とする本報告書案の方向性に賛同。</p>		
<p>「総務省においては、MNPワンストップ化の実現をはじめとして、乗換えを妨げる要素がないか、引き続き、確認をしていくことが適当」(P67)とする本報告書(案)の方向性に賛同いたします。</p> <p>令和2年10月27日の「モバイル市場の公正な競争環境の整備に向けたアクション・プラン」の公表も受け、乗換え時のスイッチングコストを低下させるための取組を実施してまいりましたが、MNPワンストップ化についても、令和5年春頃の実施に向けて引き続き取組を進めてまいります。</p> <p style="text-align: center;">【楽天モバイル株式会社】</p>	<p>○ 本報告書案への賛同の御意見として承ります。</p>	<p>無</p>
<p>意見2-32 MNO3社のサブブランド等の料金プランとメインブランドの料金プラン間での相互補填が行われていないか、総務省において分析・検証が十分に行われることを要望。</p>		
<p>スタックテストについては、「接続料の算定等に関する研究会 第六次報告書(案)」において「携帯電話料金と接続料等の関係の検証は、第二種指定電気通信設備に係る接続料等の水準の妥当性を検証することが目的」(P39)とあり、したがって、MNO3社の携帯電話料金が「価格圧搾による不当な競争を引き起こすことにならないかについて確認する」(同)ものでもであると認識しております。</p> <p>こうした点から、特にMNO3社のサブブランド等の料金プランについてはコスト割れが生じている可能性があることから、当該プランとメインブランドの料金プラン間での相互補填が行われていないか、貴省において分析・検証が十分に行われることを要望いたします。</p>	<p>○ 利用者料金と接続料等の関係の検証(モバイル・スタックテスト)の運用方法については、「接続料の算定等に関する研究会」において検討されていると承知しています。</p>	<p>無</p>

【楽天モバイル株式会社】		
3. モバイル市場の現況と分析		
(3) 端末市場の動向		
意見2-33 報告書案の記述の見直しを提案。		
<p>○ p.72「ウ 価格帯別売上台数の構成比」の段落の末尾部分(「～報告がなされている。」の後ろ)に、WGでの議論を踏まえ、「<u>また、ミリ波通信などの先進的な技術に対応していない一部特定機種に対して値引きを重点的に行う販売方式が定着・拡大することは、健全な電気通信市場の発展を阻害するおそれがあるとの指摘があった。</u>」と追記してはどうか。</p> <p>○ p.76「イ5Gサービスのインフラ」の段落の末尾部分に、本文に記載してある内容の総括として、「<u>この目標に対し、各事業者の5Gの人口カバー率は順調に進展している。</u>」と追記してはどうか。また、当該部分に脚注を付して、「<u>5Gサービスでは、5G用周波数(3.7GHz, 4.5GHz, 28GHz)に加え、4G用の周波数帯が活用されている場合がある。</u>」と事実関係を明記してはどうか。</p> <p>○ p.76「オ5G端末のラインナップ」のうち、「<u>ミリ波対応端末が占める割合は約12%である。</u>」について、WGでの議論を踏まえ、「<u>ミリ波対応端末の機種数が占める割合は約12%と従来に比較して着実に増加しているものの、先行する米国市場と比較すると普及状況が芳しくないとの指摘があった。</u>」と修正してはどうか。</p> <p>○ p.77「現状の総括」の段落の末尾部分に、WGでの議論を踏まえ、「<u>ただし、ミリ波については、インフラの整備及び対応端末の普及が未だ途上であり、5Gサービスによる利便性を十分に消費者が享受できるようにすること、また電気通信市場の健全な発展を促す観点からも、早期普及拡大が期待される。</u>」と追記してはどうか。</p> <p>○ p.82「オ5G端末の動向」のうち、第1段落の末尾部分に、特にミリ波のインフラの整備が途上であることを踏まえ、「<u>各MNOは、ミリ波を含むこれら割り当てられた周波数を活用し、5Gサービスの早急普及拡大に取り組むことが期待される。</u>」と追記してはどうか。 また、ミリ波サービスについてはSAと同様に5Gならではの様々なサービスを提供する重要な基盤かつ今後の早期普及拡大が期待されるものであることから、第3段落の「5G(SA)」を「5G(ミリ波・SA)」としてはどうか。 さらに、最終段落末尾に、WGでの議論を踏まえ、「<u>その際、一部特定機種への大幅な値引きがミリ波やSAなどの先進的な技術の導入や電気通信市場の健全な発展を阻害しているおそれがあるとの指摘を踏まえることが適当である。</u>」と追記してはどうか。</p> <p style="text-align: right;">【クアルコムジャパン合同会社】</p>	<p>○ 本WGの目的及び全体のバランスを踏まえ、本報告書案の記述を一部修正いたします。</p>	有
意見2-34 今年度も、利用者が端末本来の価値を基に自らのニーズに合った端末を適切に選択し利用する傾向にあると認識。		
<p>今年度の状況も、昨年度と同様に、「利用者が端末本来の価値を基に自らのニーズに合った</p>	<p>○ 2021年の夏～秋頃から端末の大幅な値引きが行われるように</p>	無

<p>端末を適切に選択し利用する傾向」(P75)にあると認識しております。 【楽天モバイル株式会社】</p>	<p>なったといわれている状況を踏まえれば、2021年度の状況は、利用者が、「端末本来の価値を基に」端末を選択するというよりは、大幅な値引きに誘引され、(値引き前の価格が)より高価な端末を購入している傾向が生じているものと考えます。</p>	
<p>意見2-35 品質が確保された中古端末を消費者が安心して選択できる環境の整備を望む。</p>		
<p>P77 中古端末市場の動向 携帯電話は生活に欠かせないものであり、新品と比較し廉価な中古端末は必要と考える。今後、自動車やバイクのような中古市場が構築され、品質が確保された中古端末を消費者が安心して選択できる環境の整備を望む。 【東京都消費生活総合センター】</p>	<p>○ いただいた御意見については、参考として承ります。</p>	<p>無</p>

■ 第3章 モバイル市場等に係る課題

<p>1. 携帯端末の対応周波数等について</p>		
<p>意見3-1 端末購入前に対応周波数の説明が必要であり、中長期にわたって自分の使用状況に合わせた通信会社の選択を可能にする利用者視点に立った完全なSIMフリー端末の提供を望む。</p>		
<p>SIMフリーという言葉から多くの利用者は、自身の端末がSIMを入れ替えればどの通信会社であっても、変わりなく使用できると理解していると思います。端末購入後に対応周波数のことを知らされてもどうすることもできません。端末購入前の説明が必要だと考えます。また、完全にSIMフリーにすると端末価格や通信速度に影響するとのことですが、SDGs観点や資源の節約の意味でも、端末を長期間使用することの方が自然の流れかと思われま。現にP92では、他のMNOに乗り換えを検討していると回答した者に現在使用している端末をそのまま使用したいか否か尋ねたところ46%の者が継続して使用したいと回答しています。ある意味健全な感覚と思われま。更に現在使用している端末が周波数に対応しておらず通信が一定の制限を受けることになったら乗換を断念する者が40%となっています。これらからも中長期にわたって自分の使用状況に合わせた通信会社の選択を可能にする利用者視点に立った完全なSIMフリー端末の提供を望みます。 また、P96のご意見にあるように外国人旅行者に周波数帯をアナウンスするのと同じように、日本人が日本仕様の端末でSIMを入れ替えただけでは海外で使えないことがあることを事前に認識することも重要と考えます。 【公益社団法人日本消費生活アドバイザー・コンサルタント・相談員協会 ICT委員会・消費者提言委員会】</p>	<p>○ いただいた御意見については、参考として承ります。</p>	<p>無</p>
<p>意見3-2 対応周波数帯について、契約時に説明義務を課すとともに、全キャリアの周波数帯について、国が積極的な情報提供を行ってほしい。</p>		
<p>P85 1. 携帯端末の対応周波数等について 相談現場には、通信状況が悪いという相談は常に入る。その原因の一つに周波数帯の問題があることを知る消費者は少ない。今後、契約時に説明義務を課すとともに、全キャリアの周波数帯について、国が積極的な情報提供を行ってほしい。</p>	<p>○ いただいた御意見については、参考として承ります。</p>	<p>無</p>

【東京都消費生活総合センター】		
意見3-3 関連情報の提供に関する本報告書案の考え方に賛同。		
<p>利用者に対する関連情報の提供の充実は、具体的な情報提供の在り方を総務省において整理の上、各事業者区々の対応ではなく、業界として一元的、統一的に実施することが必要と考えており、総務省において、ガイドライン等により示すことが適当という対応の方向性に賛同いたします。</p> <p style="text-align: right;">【株式会社NTTドコモ】</p>	○ 本報告書案への賛同の御意見として承ります。	無
意見3-4 対応周波数につき、できるだけ分かりやすい形で関連情報が利用者に提供されることが適当という本報告書案の方向性に賛同。		
<p>対応周波数等による端末の機能制限は、端末を購入した利用者に不利益をもたらすおそれがあり、公正な競争環境の阻害につながると考えることから、できるだけわかりやすい形で関連する情報が利用者に提供されることが適当という本報告書案の考え方に賛同いたします。</p> <p>この点、本報告書案に示されたとおり、具体的な情報提供方法については現在各MNOが提供している、機種名と対応バンドをただ列挙するリストの提供といった利用者に相当のリテラシーを要求する情報提供ではなく、より一般の利用者に理解しやすい情報提供をガイドラインにより示すことが望ましいと考えます。総務省殿においては、ガイドライン等の策定に向けた議論や運用状況を継続的に注視いただき、課題が生じている場合には、速やかに是正に向けた取り組みを行っていただくことを要望いたします。</p> <p style="text-align: right;">【一般社団法人テレコムサービス協会】</p>	<p>○ 本報告書案への賛同の御意見として承ります。</p> <p>○ 今後、総務省において具体的な情報提供の在り方について検討するに当たっては、御指摘の点も踏まえることが適当と考えます。</p>	無
意見3-5 情報提供の在り方の検討にあたっては、公開の場において丁寧な議論をすることを要望。加えて、国内で一定以上の販売シェアを有する端末メーカーにおいては、すべてのMNOへ対応するよう義務付けるべき。		
<p>本報告書(案)において、「具体的な情報提供の在り方については、事業者間での表記の違い等により混乱を招くことがないようにする観点や、販売者・購入者双方にとって過度な負担とならないようにする観点を踏まえ、総務省において、ガイドライン等により示すことが適当」(P111)と示されているところ、当該情報提供の在り方の検討にあたっては、公開の場において丁寧な議論をしていただくことを要望いたします。</p> <p>加えて、「今後の携帯端末に関する技術の進展や市場の動向等により、上記の対応では適切に問題を解決できないと認められる状況となった場合には、改めてルール化・標準化の必要性や適否について検討することも視野に入れることが適当」(同)とされている点について、国内で一定以上の販売シェアを有する端末メーカーにおいては、すべてのMNOへ対応するよう義務付けるべきと考えます。</p> <p style="text-align: right;">【楽天モバイル株式会社】</p>	<p>○ いただいた御意見については、参考として承ります。</p> <p>○ 今後、総務省において具体的な情報提供の在り方について検討するに当たっては、御指摘の点も踏まえることが適当と考えます。</p>	無
意見3-6 携帯端末の対応周波数等に関して適切に利用者へ情報提供することに賛同。		
<p>携帯端末の対応周波数等に関して適切に利用者へ情報提供することは、利用者利便の向上及びスイッチングコストの解消に繋がると考えますため、本報告書の考え方に賛同いたします。</p> <p>総務省殿においては、携帯端末の対応周波数によって利用者に不利益が生じていないか、引き続き、市場状況を注視いただき、課題が生じている場合には、速やかに解決に向けた取り組みを行っていただくことを要望いたします。</p>	○ 本報告書案への賛同の御意見として承ります。	無

【株式会社オペテージ】		
意見3-7 「キャリアアグリゲーション」対応のiPhone・またAndroid端末をメーカーが作るようにしたらよいのではないか。		
<p>周波数問題に関しては、「キャリアアグリゲーション」ができなくなるため難しいという見解を示されておられますが、「キャリアアグリゲーション」対応のiPhone・またAndroid端末をメーカーが作るようにしたらよいのではないかと考えます。</p> <p>複数の周波数帯を利用できるという考え方は同じはずです。</p> <p>併せて、appleのようにキャリアが契約を行うのではなく端末メーカーが現状の代理店と契約をして端末販売を行うようにするという考え方もあるのではと考えます。</p> <p>現状でもソニーストア等でSIMフリー(周波数フリー)の端末が販売されておられます。</p> <p>キャリアが販売している為、オプションを付けると本体金額が減額される等消費者トラブルになっているように見受けられます。</p> <p>現在高額な端末購入者の率が高いとの数値も出ておりますし、ローン契約(CIC)で購入する形をとればよいと思います。</p> <p>端末購入時電話やオンライン通話で(ZOOM)等でキャリアと契約を行うようにしたら現状の問題が無くなると考えます。</p> <p>Androidに関しては、大手キャリアが上で端末メーカーが下の立場です。Appleに関しては、端末メーカー上でキャリアがしたです。</p> <p>キャリアが販売しているという考え方が、古い状態と考えます。端末メーカーのみが販売となると、1円販売などは当然なくなります。(メーカーに収益がありません)</p> <p>キャリアはキャリアのプラン・”通信環境”・オプションの展開端末メーカーが端末の販売・補償等にすればよいのではないのでしょうか？</p> <p>周波数問題も解決になりますし、「キャリアアグリゲーション」に関してはキャリアの技術で対応できると考えます。</p> <p>周波数問題は、制限がある端末を販売するのではなくどのキャリアどの国でも、SIMを入れ替えると対応できる端末であることが重要かと思います。</p> <p>また現在周波数問題にお困りのユーザーがいる場合は、iPhone(周波数問題はないため)への切り替えを進める等キャリアに情報提供ではなく、周波数問題による機種変更として機種代金を一部サービスされるなど、利用者的高額な負担増にならないように対応されるのが良いのではと思います。</p> <p style="text-align: right;">【個人2】</p>	<p>○ いただいた御意見については、参考として承ります。</p>	無
意見3-8 周波数帯の対応状況を表すマーク等の制定及びパンフレット等への表示は、利用者にもメリットがあると考えられる。		
<p>97、98頁において、MVNO委員会が提案するように、周波数帯の対応状況を表すマーク等の制定及びパンフレット等への表示をすることが、価格が高くてもキャリア乗り換えを積極的に行いたい利用者にも、キャリア乗り換えの不便さを承知で価格の安い端末を購入したいという利用者にもメリットがあると考えられる。</p> <p style="text-align: right;">【個人4】</p>	<p>○ いただいた御意見については、参考として承ります。</p> <p>○ 今後、総務省において具体的な情報提供の在り方について検討するに当たっては、御指摘の点も踏まえることが適当と考えます。</p>	無

意見3-9 「周波数」という言葉を、文意に沿って具体的な記述に変更すべき。		
<p>該当箇所: 他のMNOに割り当てられた周波数(P.85)</p> <p>意見: 周波数という言葉が、中心周波数、周波数範囲いずれかあるいは全てを指しているのか不明瞭であるため、文意に沿って具体的な記述に変更すべき。また、本文書内において、保護規定に関する存在しないが、2.0GHz帯の一部など本文書内定義のMNOと接続する場合考慮する必要がある。このことについて、検討しない方針なのか。</p> <p style="text-align: right;">【個人12】</p>	<p>○ 本WGの目的及び本報告書案の該当箇所の文意に照らせば、必ずしも御指摘の記述変更や検討をする必要はないと考えます。</p>	無
意見3-10 「速度が低下する」という記載を文意に沿って具体的な記述に変更すべき。		
<p>該当箇所: 速度が低下する(P.85)</p> <p>意見: ネットワーク応答の遅延、帯域幅の減少いずれかあるいは全てを指しているのか不明瞭であるため、文意に沿って具体的な記述に変更すべき。</p> <p style="text-align: right;">【個人12】</p>	<p>○ 本WGの目的及び本報告書案の該当箇所の文意に照らせば、必ずしも御指摘の記述変更をする必要はないと考えます。</p>	無
意見3-11 沖縄セルラーの名前がないが、スコープ外のMNOと考えてよいのか。		
<p>該当箇所: 図表3-3、図表3-4、図表3-5、図表3-6、図表3-7</p> <p>意見: MNOとして挙げられる中に沖縄セルラーの名前が無い、これは本文書におけるスコープ外のMNOと考えていいのか。</p> <p style="text-align: right;">【個人12】</p>	<p>○ 該当箇所では、沖縄セルラーはKDDIIに含まれています。</p>	無
意見3-12 3.4GHz帯においても同様にBand 42が運用されており、他の表記に統一するのであれば、併記が必要。		
<p>該当箇所: 図表3-2、図表3-3、図表3-4、図表3-5</p> <p>意見: 3.4GHz帯においても同様にBand 42が運用されており、他の表記に統一するのであれば、併記が必要と考える。第4世代移動通信システムとLTEを区分するのであれば、全国BWAとのローミングを考慮する必要がある。</p> <p style="text-align: right;">【個人12】</p>	<p>○ 本WGの目的及び本報告書案の該当箇所の文意に照らせば、必ずしも御指摘の併記をする必要はないと考えます。</p> <p>○ なお、本パラグラフでは、第4世代移動通信システムとLTEを区分して検討していません。</p>	無
意見3-13 5Gの周波数帯の表記も必要。		
<p>該当箇所: 図表3-2、図表3-6、図表3-7</p> <p>意見: 第5世代移動通信システムを導入するために、開設計画の変更認定を受けたMNOが存在することや、楽天モバイルが第5世代移動通信システムの普及のための特定基地局の開設計画の認定を受けていることから、その周波数帯も表記する必要があると考える。</p> <p style="text-align: right;">【個人12】</p>	<p>○ 本WGの目的及び本報告書案の該当箇所の文意に照らせば、必ずしも御指摘の追記をする必要はないと考えます。</p>	無
意見3-14 表記揺れが存在。		
<p>該当箇所: 図表3-3、図表3-4、図表3-5</p>	<p>○ 御指摘のあった図表については、表のスペースの都合により</p>	無

<p>意見：NTTドコモとドコモの表記揺れが存在する。</p> <p style="text-align: right;">【個人12】</p>	<p>略称を用いています。</p>	
<p>意見3-15 周波数帯の呼称を、総務省が電波割当時に用いた呼称に統一することを提案。</p>		
<p>該当箇所：図表3-6、図表3-7</p> <p>意見：図表3-2、図表3-3、図表3-4、図表3-5においては、周波数帯の呼称を総務省定義に統一していたが、本表においては表内でさえ統一されていない。Band n77とBand n78における周波数帯の呼称も、末尾に帯がつくかどうか統一されていない。総務省が電波割当時に用いた呼称に統一することを提案する。また、ソフトバンクが3.4GHz帯と3.5GHz帯で運用3GPP Bandを分けて運用しているように読み取れる。これは事実と比較して相違ないか。</p> <p style="text-align: right;">【個人12】</p>	<p>○ 御指摘を踏まえ、図表の一部を修正いたします。</p>	<p>有</p>
<p>意見3-16 例示されている機種について、取り扱いを分けた基準が存在するか確認したい。</p>		
<p>該当箇所：図表3-4、図表3-7</p> <p>意見：例示されているBALMUDA Phoneとrazr 5GはMNO以外も販売している機種である。他方、NTTドコモが取り扱うXperia、AQUOS、Galaxyは開発・発売と題された報道資料発表がある。これらの取り扱いを分けた基準が存在するか確認したい。また、BALMUDA Phoneとrazr 5GはMNO取り扱い分のみ無線設備が異なっていたのかも確認したい。</p> <p style="text-align: right;">【個人12】</p>	<p>○ 図表Ⅲ-3から7までは、いわゆる「キャリア端末」について比較を行っており、それ以外の端末については取りまとめていません。</p>	<p>無</p>
<p>意見3-17 バンド番号先頭に記述される「バンド」を除いて、3GPPバンドと表記することを提案。</p>		
<p>該当箇所：700MHz 帯オークションの結果、多くの地域系中小事業者が獲得した免許ブロックに対応する「バンド 12」と、AT&T が獲得した免許ブロックに対応する「バンド 17」という、互換性のない2つのバンド(P.91)</p> <p>意見：一般に無線通信における「バンド」という言葉は、ある一定の周波数区分のみを示す言葉である。アマチュアバンドプランという呼称、レーダーの周波数帯呼称などで総務省内の文書にも記載されていおる。よって、文書内において定義を示さない限り、その言葉が指す周波数区分が不明瞭となり、誤読が避けられない。本文書における無線通信のほとんどは、3GPPが策定する移動体通信規格と考えられる。よって、バンド番号先頭に記述される「バンド」を除いて、3GPPバンドと表記することを提案する。新世代モバイル通信システム委員会技術検討作業班が公開した、「5G NRの技術的条件(案)の概要」の3ページ目の表記に倣うと、対応箇所において「2つのバンド」は「2つの3GPPバンド」、「バンド 12」は「LTE Band 12」、「バンド 17」は「LTE Band 17」になる。</p> <p style="text-align: right;">【個人12】</p>	<p>○ 本WGの目的及び本報告書案の該当箇所の文意に照らせば、必ずしも御指摘の記述変更をする必要はないと考えます。</p>	<p>無</p>
<p>意見3-18 対応周波数帯の事前告知においても、具体的な周波数範囲を告知しないのであれば、丁寧な周知方法を検討することが必要。</p>		
<p>該当箇所：本来的には、どの端末であっても、どの端末であっても、どの回線でも、大きな機能制</p>	<p>○ いただいた御意見については、参考として承ります。</p>	<p>無</p>

<p>限等がない形で、利用できることが望ましい(P.107)</p> <p>周波数を含めて、他の MNO の回線に対して相応の通信性能が発揮できなくなるような対応を求めることについては、正当な理由は見出し難く、事業者間の競争の促進にも資さないものと考えられる。現在、そうした行為が行われていることは確認できなかったが、今後もそのようなことが行われることがないよう、こうした行為について、ガイドラインに明記することなどにより、禁止されるべき旨を明確にすることが適当(P.108)</p> <p>意見：総務省により周波数範囲が割当され、必要な規格策定を行い、移動体通信事業者は無線網を運用している。この電波割当および電波監理過程における評価基準として、他移動体通信事業者網と共通の3GPPバンドを用いることを重要視していないと承知している。そのため800MHz帯と呼ばれるバンドにおいて、各社違う3GPPバンドを運用していると考えられる。本文書においては、総務省による今までの取り組みが触れられていないが、市場環境の形成に大きく作用しており、状況改善のために検証が必要ではないか。本WGは電気通信事業法のみには依拠しているが、議題が無線機の性能および、電波の公平利用に関する事柄であるため、電波法の観点からも議論されることを願う。また、本文書においてMNOはNTTドコモ、KDDIおよび沖縄セルラー電話、ソフトバンク、楽天モバイルと考えられるが、移動体通信サービスはローカル5G、地域BWA、高度化MCAなど様々な形態で提供されており、例示したものは3GPP規格と互換性を持つ。これらの回線も相互運用性を高めるのか議論が必要と考える。地域BWAは全国BWA、ローカル5Gと高度化MCAは携帯電話、とそれぞれ同一の3GPPバンドを運用している。本文書内で後述されている対応周波数帯の事前告知においても、具体的な周波数範囲を告知しないのであれば、丁寧な周知方法を検討する必要がある。</p> <p style="text-align: right;">【個人12】</p>		
<p>意見3-19 部品メーカーや認証機関などにヒアリングすることも必要ではないか。</p>		
<p>該当箇所：端末メーカー各社からのヒアリングにおいて、複数の端末メーカーから、携帯端末の対応周波数の範囲を広げることについては、開発費・部材費・認証費などの影響があり、製造コストの増加要因となるとの説明があった(P.109)</p> <p>意見：対応費用に部材費・開発費・認証費組まれることが例示されている。本WGは無線機メーカーに対する非公開ヒアリングを実施したが、同様に部品メーカーや認証機関などにヒアリングすることも必要ではないか。さらに、先の「5G NRの技術的条件(案)の概要」を踏まえると、第5世代移動通信システムに移行後も同一の周波数帯において異なる3GPPバンドを運用することが想定されている。800MHz帯、3.4GHz帯、3.5GHz帯、3.7GHz帯について試算し、定量的な評価も必要ではないか。</p> <p style="text-align: right;">【個人12】</p>	<ul style="list-style-type: none"> ○ 本WGの目的及び本報告書案の該当箇所の文意に照らせば、対応周波数の範囲を広げることが端末の製造コストの増加要因となるとの端末メーカーからの説明以上に、部品等にまで遡り要因を分析する必要はないと考えます。 ○ 同様に、周波数帯ごとに製造コストの増加を試算し、定量的に評価する必要もないと考えます。 	無
<p>意見3-20 ルール化・標準化について、緻密な議論が必要。</p>		
<p>該当箇所：各 MNO の主要な周波数に対応することをルール化・標準化することが一つの案として考えられる(P.110)</p>	<ul style="list-style-type: none"> ○ 「電波法制と異にならないために、緻密な議論が必要と考えられる」との御指摘は、参考として承ります。 	無

<p>意見：前段では周波数とバンドを使い分けられていると考えられる。その例に倣えば、ここで指す周波数は中心周波数あるいは周波数帯域と考えられるが相違ないか。ここでルール化が議論されている。これは無線機的设计・開発・製造・販売のみならず、総務省による電波割当が該当すると考えられ、今後の行政方針として国内ハーモナイズを第一にするということか。その場合、狭帯域となるため周波数利用効率が落ちることが危惧される。さらに、電波法制と異ならないために、緻密な議論が必要と考えられる。</p> <p style="text-align: right;">【個人12】</p>		
<p>意見3-21 用語の再整理が必要。利用者が入手時に技術基準の適合を確認できるようになることが望ましい。</p>		
<p>該当箇所：関連する情報の提供については、1.利用者が平素から関連する情報を容易に収集できる環境を整えるため、MNO や端末メーカーにおいてウェブサイトにおける関連情報を充実させるとともに、2.実際に利用者が端末を選択して購入する際において、できるだけ分かりやすい形で関連する情報が提供されることが適当である(P.111)</p> <p>意見：先に例示したように、同一の周波数帯において異なる3GPPバンドが運用されている。本文書における周波数とバンドの定義は、3GPPバンドと同一ではない。よって、例えば800MHz帯に含まれる単一の3GPPバンドに対応することで、800MHz帯の周波数対応あるいは800MHz帯のバンド対応として告知することが可能であり、議題となっている相互運用性の向上にはつながらない。前述したように、用語の再整理が必要である。そのほか、本議題における関連情報に、各技術基準に適合しているかどうか含まれると考えられる。しかし、対象となっている端末において、技術基準適合を確認するためには、実機あるいは付属物の表示を確認する必要がある。そのため、利用者が入手時に技術基準の適合を確認できない場合が存在する。よって、利用者が確認できるようになることが望ましい。</p> <p style="text-align: right;">【個人12】</p>	<p>○ いただいた御意見については、参考として承ります。</p>	無
<p>2. 乗換えコストの更なる改善</p>		
<p>意見3-22 MNP手続については、MNPワンストップ化の実施に向けて引き続き取り組みを進める。</p>		
<p>MNP手続については、事業者の垣根を越えて利用者が自分に合ったサービスにより一層手軽に乗り換えることができるものとなるよう、令和5年春頃のMNPワンストップ化の実施に向け、引き続き取り組みを進めてまいります。</p> <p style="text-align: right;">【楽天モバイル株式会社】</p>	<p>○ 本報告書案への賛同の御意見として承ります。</p>	無
<p>意見3-23 MNPワンストップ化について、必要なシステム構築にあたっては、MNOだけでなくMVNOの意見・要望を十分に踏まえて開発を行うべきであり、運用の開始時期を優先すべきではない。</p>		
<p>MNPワンストップは、利用者利便の観点から、契約者数シェアの高い事業者だけでなく、MVNOを含めより多くの事業者が参画することが望ましいと考えております。</p> <p>そのため、必要なシステム構築にあたっては、MNOだけでなくMVNOの意見・要望を十分に踏まえて開発を行うべきであり、運用の開始時期を優先すべきではないと考えます。</p> <p style="text-align: right;">【株式会社NTTドコモ】</p>	<p>○ MNPワンストップ化については、「スイッチング円滑化タスクフォース」報告書(2021年5月公表)を踏まえ、2023年春頃目途の運用開始を目指し、MNO、MVNO間で協議が進められており、この中でMVNOが容易に参加可能な実施方式が検討されていると承知しています。</p>	無

	○ 総務省においては、引き続き協議の状況を注視し、問題があれば必要に応じて、対応を検討することが適当と考えます。	
意見3-24 MNPワンストップ化について、全事業者が公平にメリットを享受できる仕組みとなるよう、総務省において、MNOとMVNO間の協議状況について引き続き注視いただくことを要望。		
<p>モバイル市場において、継続的に利用者利便の向上を図るためには、MNOとMVNOの間で公正かつ活発な競争が持続することが重要であり、スイッチングコストの一層の低減は必要不可欠であると考えます。</p> <p>この点、主な残課題であるMNPワンストップ化については、可能な限り低廉なコストで、かつ小規模なMVNOを含め全ての事業者が対応できるような方式により実現することが必要と考えます。全事業者が公平にメリットを享受できる仕組みとなるよう、総務省殿においては、MNOとMVNO間の協議状況について引き続き注視いただくことを要望いたします。</p> <p style="text-align: right;">【一般社団法人テレコムサービス協会】</p>	○ 上記「意見3-23」に対する考え方とおりです。	無
意見3-25 MNPワンストップ化に向けて、総務省には引き続き、MNOとMVNO間の協議を注視いただくことを要望。		
<p>利用者利便の向上および公正競争環境のさらなる確保のためには、スイッチングコストの低減が重要であると考えます。</p> <p>MNPワンストップ化に向けては、多くのMVNOが容易にかつ低コストで実現できる方式となるよう、総務省殿には引き続き、MNOとMVNO間の協議を注視いただくことを要望いたします。</p> <p>この点、事業者負担料金については接続約款に規定するシステムの利用に関する料金も存在し、こちらについても様々な規模のMVNO事業者が存在し、一定の負担になることから、事業者によっては経営に大きな影響が及ぶおそれも考えられます。この点、今後システム利用料水準の適正性を検証いただき、低廉化余地等があるのであれば必要な処置を講じていただくことを要望いたします。</p> <p>また、利用者利便の向上のために、MNO/MVNOに関わらず、利用者が容易にWEB手続きを行えるように、利用者のアカウント情報や利用方法等についても各々の事業者は案内・周知に取り組むことが望ましいと考えます。</p> <p style="text-align: right;">【株式会社オプテージ】</p>	<p>○ MNPワンストップ化については、上記「意見3-23」に対する考え方とおりです。</p> <p>○ また、「電気通信事業法の消費者保護ルールに関するガイドライン」では、「説明義務による情報提供を補う観点から、契約前（契約時）だけでなく、契約直後の契約内容の確認や利用中の継続的な情報提供も重要」であり、電気通信事業者は、「利用者に対し、契約しているサービスの情報を定期的に通知すること」をはじめとした効果的な措置を講じることが望ましいとされていると承知しており、総務省においては、同ガイドラインの規定を踏まえ、事業者の取組状況を注視していくことが適当と考えます。</p>	無
意見3-26 光回線等固定回線や移動回線を利用したWi-Fiルータ等の違約金も撤廃の方向で検討してほしい。		
<p>P113 ○違約金の撤廃</p> <p>現在MNO3社が違約金を撤廃しており、これ自体は喜ばしいことである。電気通信事業法では、光回線など固定回線の違約金の上限を1か月としたが、光回線やモバイルや据置型Wi-Fiルータなどの既存の契約ではまだ高額な違約金を請求されている。また、公正な競争確保の観点から、将来的には光回線等固定回線や移動回線を利用したWi-Fiルータ等の違約金も撤廃の方向で検討してほしい。</p> <p style="text-align: right;">【東京都消費生活総合センター】</p> <p>現在MNO3社がすべて違約金を撤廃しており、消費者にとっては大きなメリットになっています。電気通信事業法では、光回線など固定回線の違約金の上限は1か月としていますが、既存</p>	<p>○ いただいた御意見については、参考として承ります。</p> <p>○ なお、本年7月に施行された電気通信事業法施行規則の一部を改正する省令（令和4年総務省令第6号）において、期間拘束付き契約の違約金については、月額料金の1か月分を上限とする規制が導入されたと承知しており、総務省においては、今後、事業者側の対応や苦情動向を注視していくことが適当と考えます。</p>	無

<p>他の回線契約の中にはまだ高額な違約金を請求されているものもあります。 公正な競争確保の観点から、将来的には、光回線等固定回線やモバイルWi-Fiルータ(据置型を含む)等の違約金も撤廃の方向で検討を希望します。 【公益社団法人日本消費生活アドバイザー・コンサルタント・相談員協会 ICT委員会・消費者提言委員会】</p>		
<p>意見3-27 キャリアメールの持ち運びサービスなどを提供開始。</p>		
<p>当社は、令和4年7月1日より、「Rakuten UN-LIMIT VII」のご契約者様を対象に、コミュニケーションアプリ「Rakuten Link」の機能として、キャリアメールサービス「楽メール」の提供を開始しております。 加えて、「楽メール」のメールアドレス持ち運びサービスについても、同年8月5日より提供開始いたしました。 今後もお客様にとって魅力的なサービスを提供できるよう、努めてまいります。 参考: 当社Webサイト「楽メール持ち運び」 https://network.mobile.rakuten.co.jp/service/rakumail-ported/ 【楽天モバイル株式会社】</p>	<p>○ 御指摘を踏まえ、本報告書案の記述を修正いたします。</p>	<p>有</p>
<p>意見3-28 オンラインでの解約手続きが今後浸透するよう監視や指導を希望。</p>		
<p>P113 オンライン解約手続 MNO4社は既にオンラインでの解約手続きに対応しているが、モバイルWi-Fiルータ事業者の中には、オンラインでの解約を受け付けたものの、その後の手続きが遅延する事業者が存在する。既に通信事業法の消費者保護ルールに関するガイドラインが改正され「ウェブでも可能とすることが望ましい」とされているが、今後浸透するよう監視や指導を希望する。 【東京都消費生活総合センター】 MNO4社は既にオンラインでの解約手続きに対応していますが、モバイルWi-Fiルータ事業者の中には、オンラインでの解約の形式をとっていながら手続きが遅延するという状況が起きています。改正「通信事業法の消費者保護ルールに関するガイドライン」では、「ウェブでも可能とすることが望ましい」とされていますが、更なる解約手続き等の迅速簡便化に期待します。 【公益社団法人日本消費生活アドバイザー・コンサルタント・相談員協会 ICT委員会・消費者提言委員会】</p>	<p>○ 御指摘のように、「電気通信事業法の消費者保護ルールに関するガイドライン」では、電気通信事業者が講じるべき「遅滞なく解除できるようにするための適切な措置」として、ウェブで契約が可能なサービスの解約については、可能な限りウェブでも可能とすることが望ましいとされていると承知しています。 ○ 総務省においては、今後も引き続き、電気通信事業者の対応を注視していくことが適当と考えます。</p>	<p>無</p>
<p>意見3-29 「電気通信事業法の消費者保護ルールに関するガイドライン」が改正され、ウェブで契約が可能なサービスの解約については、可能な限りウェブでも可能とすることが望ましい旨が追記されたことに賛同。</p>		
<p>令和4年2月に「電気通信事業法の消費者保護ルールに関するガイドライン」が改正され、ウェブで契約が可能なサービスの解約については、可能な限りウェブでも可能とすることが望ましい旨が追記されたことに賛同いたします。 当社においては、新規契約・変更・解約・MNP等の各種手続をすべてオンラインで受け付けており、「出入り自由」の観点から、複雑なセット契約や追加費用等を設定せず、シンプルで分かり</p>	<p>○ 本報告書案への賛同の御意見として承ります。</p>	<p>無</p>

<p>やすい手続にて解約頂けるよう設計しているところですが、利用者利便の向上のため、今後もオンライン手続やその説明の内容について改善に取り組んでまいります。</p> <p style="text-align: right;">【楽天モバイル株式会社】</p>		
<p>意見3-30 MNO3社が提供する端末補償サービスにおいて、回線契約者のみを対象とし、かつ、回線契約の継続を条件としているサービスについては解消されるものと認識。</p>		
<p>端末補償サービスもその条件によってはMNP手続におけるスイッチングコストとなり得るところ、「競争ルールの検証に関する報告書2020」の公表以降、貴省において必要に応じ事業者に対して改善の促進や状況の注視が行われてきたことにより、MNO3社が提供する端末補償サービスにおいて、「②回線契約者のみを対象とし、かつ、③回線契約の継続を条件としている」(P115)サービスについては解消されるものと認識しております。</p> <p>当社においても各種端末保証サービスを提供しているところですが、今後お客様にとって魅力的なサービスを提供できるよう努めてまいります。</p> <p style="text-align: right;">【楽天モバイル株式会社】</p>	<p>○ いただいたご意見については、参考として承ります。</p>	<p>無</p>
<p>意見3-31 電気通信関係以外のサービスのセット販売について、引き続き苦情の実態を把握し、行き過ぎたセット販売について指導してほしい。</p>		
<p>P115 他サービス(電気、保険、コンテンツ等)のセット販売による割引</p> <p>相談現場には、特に高齢者からの、電気通信関係以外のサービスをセット販売されたという苦情が入る。解約すると割引がなくなったり、解約を忘れてしまうトラブルが生じている。引き続き苦情の実態を把握し、行き過ぎたセット販売については指導してほしい。</p> <p style="text-align: right;">【東京都消費生活総合センター】</p>	<p>○ 総務省においては、「適合性の原則」を逸脱するものについて、実態を把握した上で、必要な対応を検討していくことが適当と考えます。</p>	<p>無</p>
<p>意見3-32 総務省においては、他サービスとのセット販売による割引が、過度な囲い込みに繋がっていないか注視いただくことを要望。</p>		
<p>他サービスとのセット販売による割引は、一般的な商慣習であるものの、他サービスの支配的事業者とMNOがセット販売提供で排他的に協業するなど、過度な利用者の囲い込みにつながる可能性が考えられます。</p> <p>総務省殿においては、他サービスとのセット販売による割引が、過度な囲い込みに繋がっていないか注視いただくとともに、仮に課題が生じている場合には、速やかに是正に向けた取り組みを行っていただくことを要望いたします。</p> <p style="text-align: right;">【一般社団法人テレコムサービス協会】</p> <p>コンテンツサービスや決済サービスを含めた通信に付帯する非通信領域のサービスが利用者の過度な囲い込みに繋がっていないか等、公正競争を阻害する可能性がないかを確認することは電気通信市場の健全な発展に重要であると考えますので、引き続き、注視いただくことを要望いたします。</p> <p style="text-align: right;">【株式会社オプテージ】</p>	<p>○ 総務省においては、利用者の自由なサービス選択が阻害されないように、セット販売による割引により過度な囲い込み効果が生じていないか、引き続き状況を注視していくことが適当と考えます。</p>	<p>無</p>
<p>意見3-33 他サービスとのセット割引について、新規加入や解約等について携帯電話サービスの契約の有無にかかわらず設計しており、過度な囲い込み効果を有しないものと認識。</p>		
<p>当社では、当社の携帯電話サービスの契約者が他サービスに加入することで当該他サービス利用料金が割引となる特典等の提供を行っておりますが、これは、単独で提供しているサービスを併せてお申し込み・ご利用いただくことで削減できたコストの一部をお客様に還元しているもの</p>	<p>○ 事業者においては、セット販売によって利用者の自由なサービス選択が阻害されないよう留意する必要があると考えます。</p> <p>○ また、総務省においては、セット販売による割引により過度な</p>	<p>無</p>

<p>です。 当該特典等の対象となっている他のサービスにおいては、新規加入や解約等について携帯電話サービスの契約の有無に関わらず自由に行えるように設計しております。このようなサービスについては、過度な囲い込み効果を有しないものと認識しております。</p> <p style="text-align: right;">【楽天モバイル株式会社】</p>	<p>囲い込み効果が生じていないか、引き続き状況を注視していくことが適当と考えます。</p>	
<p>意見3-34 利用者利益又は事業者間の公正競争を阻害するような措置への対策について、本報告書案に賛同。</p>		
<p>「利用者の利益又は事業者間の公正な競争を阻害するおそれがあるものとして」(P116)、事業法上問題となる行為の具体例として「解約時に必要な情報を利用者が見つけづらくすること」や「オンライン手続について、合理的な理由なく、24時間受付としないこと」(P117)が追加されたことは、利用者利便を向上させることを通じたスイッチングの円滑化につながり、また公正な競争の促進にも資することから賛同いたします。</p> <p>一方で、オンライン手続について、受付時間に制限があると利用者に不便を強いることから、その解消に向けた事業者における早期の自発的取り組みが促されるべきと考えます。</p> <p style="text-align: right;">【楽天モバイル株式会社】</p>	<p>○ 本報告書案への賛同の御意見として承ります。 ○ なお、御指摘の箇所は、事業者において、合理的な理由がない限り、全てのオンライン手続について少なくとも24時間の受付対応が求められることを示すものです。</p>	無
<p>意見3-35 注釈の「ソフトバンク(ソフトバンク)」の記載について。</p>		
<p>115ページの脚注96の「ソフトバンク(ソフトバンク)」は「ソフトバンク」の誤記ではないか？</p> <p style="text-align: right;">【個人11】</p>	<p>○ ソフトバンク社のブランドである「ソフトバンク」と「Y!mobile」とにおいて、端末補償サービスの提供条件が異なるため、書き分けを行っているものです。</p>	無
<p>3. 「一部ゼロ円」料金プランと価格圧搾の関係について</p>		
<p>意見3-36 公正取引委員会と連携を図り、通信サービスと端末料金の公正な競争の実現を目指してほしい。</p>		
<p>公正取引委員会が携帯端末の「1円販売」を可能にしている取引構造及び流通実態を明らかにすべく調査を開始することですので、連携を図り通信サービスと端末料金の公正な競争の実現を目指してください。携帯電話市場においては、従来その仕組みの複雑性及び関連事業者の多様性により消費者はそのサービスもキャリア等の言うなりに、サービスの提供が終了すると一方的に宣言されればその対応も事業者の言うなりに右往左往するばかりでした。しかし、ここまで日常生活に深く浸透してくると行政政策としても健全な市場の構築が喫緊の課題となります。ユーザー目線の政策展開を切に希望する次第です。</p> <p style="text-align: right;">【公益社団法人日本消費生活アドバイザー・コンサルタント・相談員協会 ICT委員会・消費者提言委員会】</p>	<p>○ 総務省においては、今後とも、公正取引委員会をはじめとする他省庁と必要な連携を図っていくことが適当と考えます。</p>	無
<p>意見3-37 小売料金が不当な競争を引き起こすものであるか否かの検証の必要性の判断に関する本報告書案の方向性に賛同。</p>		
<p>P122 3. 「一部ゼロ円」料金プランと価格圧搾の関係について ③ 対応の方向性 ○ モバイル・スタックテストの検討状況 エ その他</p> <p>「価格圧搾の問題を含め小売料金が不当な競争を引き起こすものであるか否かの検証の必要</p>	<p>○ 本報告書案への賛同の御意見として承ります。 ○ モバイル・スタックテストの運用方法については、「接続料の算定等に関する研究会」において検討されていると承知しています。</p>	無

<p>性の判断に当たっては、単に料金プランの形式のみで判断するのではなく、競争への影響度合い等を踏まえて総合的・客観的に判断することが適当」とする本対応の方向性に賛同します。</p> <p>なお、接続料等と小売料金との関係について検証するスタックテストの不当競争性の評価においても、単に料金プランの形式のみで判断するのではなく、競争への影響度合い等を踏まえて総合的・客観的に判断すべきと考えます。</p> <p style="text-align: right;">【ソフトバンク株式会社】</p>		
<p>意見3-38 モバイル市場における新規事業者の料金設定について、直ちに問題視することは適当ではないとする本報告書案の方向性に賛同。</p>		
<p>「一般論として、新規事業者が、新規参入後の一定の期間、事業基盤となる顧客獲得のために、コストを賄えない水準で料金を設定することは、公正競争の観点から直ちに否定されるものではない。依然として MNO3社が8割以上のシェアを有するモバイル市場において、新規事業者に対する萎縮効果を抑制し、継続的・潜在的な競争圧力を確保する観点からは、新規事業者によるこうした料金設定について直ちに問題視することは適当ではない」(P122)とする本報告書(案)の方向性に賛同いたします。</p> <p>当社は令和2年4月にチャレンジャーとしての位置づけで携帯電話市場に本格参入し、有識者や弁護士等の専門家とも相談しつつ、「Rakuten UN-LIMIT VI」等を開発・提供してまいりました。こうした約2年間の事業活動を通じ、結果として市場における競争を活性化し、MNO3社における料金水準の引き下げにも貢献できたものと考えております。</p> <p style="text-align: right;">【楽天モバイル株式会社】</p>	<p>○ 本報告書案への賛同の御意見として承ります。</p>	<p>無</p>
<p>意見3-39 小売料金が不当な競争を引き起こすものであるか否かの検証の必要性の判断に関する本報告書案の方向性に賛同。</p>		
<p>「新規事業者が、新規参入後の一定の期間、事業基盤となる顧客獲得のために、コストを賄えない水準で料金を設定することは、公正競争の観点から直ちに否定されるものではない」(P122)、「単に料金プランの形式のみで判断するのではなく、競争への影響度合い等を踏まえて総合的・客観的に判断することが適当」(同)とする本報告書(案)の方向性に賛同いたします。</p> <p>他方、「一部利用例においてコストを賄えない料金プランを設計することは一般的に想定し得るものである」(同)とされているところ、特にMNO3社のサブブランド等の料金プランについてはコスト割れが生じている可能性があることから、当該プランとメインブランドの料金プラン間での相互補填が行われていないか、貴省において分析・検証が十分に行われることを要望いたします。</p> <p style="text-align: right;">【楽天モバイル株式会社】</p>	<p>○ 本報告書案への賛同の御意見として承ります。</p> <p>○ モバイル・スタックテストの運用方法については、「接続料の算定等に関する研究会」において検討されていると承知しています。</p>	<p>無</p>
<p>意見3-40 事業運営の実態を把握する観点から、個社のMVNOに対しても、直接ヒアリングが必要であり、引き続き検証すべき。</p>		
<p>MVNO委員会が実施した事業者アンケートにおいては、「MNOの低価格施策により、MVNOの価格優位性が薄れ、競争環境としては以前より厳しくなっている。また顧客単価の下落に伴い、事業継続が難しい状況となっている」※との声が挙がっております。</p> <p>競争への影響度合い等を判断するにあたっては、事業運営の実態を把握する観点から、MVNO委員会だけでなく、個社のMVNOに対しても、直接ヒアリングが必要であり、本件は、引き続き検証すべきであると考えております。</p> <p>※競争ルールの検証に関するWG(第30回)</p> <p>資料4-1(一社)テレコムサービス協会 MVNO委員会提出資料 11Pより</p>	<p>○ いただいた御意見については、参考として承ります。</p>	<p>無</p>

【株式会社NTTドコモ】		
意見3-41 総務省においては、MNOの料金プラン等が及ぼす競争環境への影響を引き続き注視いただき、課題が生じた場合は速やかに措置を講じていただくことを要望。		
<p>移動系通信市場はこれまで、MNOとMVNOの競争を通じて料金の低廉化やサービスの多様化が実現されてきました。この公正競争を実現するためには、MNOとMVNOのイコールフットイングの確保が重要となります。</p> <p>MVNOが携帯電話サービスを提供するには、MNOの設備を借りざるを得ない構造であることから、事業者間の交渉等において、MVNOに比してMNOの交渉力が強く、優位になりやすい状況にあると考えます。</p> <p>仮にMNOが、MVNOのサービス原価の大宗を占める接続料や卸料金を引き上げ、または小売料金を引き下げるとは、「一部ゼロ円」料金プランに限らず、価格圧搾として公正な競争を阻害し得る可能性があります。</p> <p>この点、総務省殿においては、MNOの料金プラン等が及ぼす競争環境への影響を引き続き注視いただき、課題が生じた場合は速やかに措置を講じていただくことを要望いたします。</p> <p style="text-align: right;">【株式会社オプテージ】</p>	<p>○ MNOとMVNOとの間のイコールフットイングの確保については、総務省において、引き続き注視し、必要に応じて、対応を検討することが適切と考えます。</p>	無
意見3-42 不当競争に関する検証の必要性の判断においては、MNOの優位性や交渉力により、公正な競争環境に影響が生じていないかという点について留意いただき、仮に公正競争を阻害する事項が確認された場合は、速やかにその解決を図っていただくことを要望。		
<p>モバイル市場においては、MVNOが携帯電話サービスを提供するにはMNOの設備を借りざるを得ない構造であることから、事業者間の交渉等においてMVNOに比してMNOの交渉力が強く、優位になりやすい状況にあると考えます。</p> <p>この点、仮にMNOが、MVNOのサービス原価の大宗を占める接続料や卸料金を引き上げまたは小売料金を引き下げ、もしくはそれらの双方を行うことで、MVNOの事業が困難となるような場合は、「一部ゼロ円」料金プランに限らず、MNOによる価格圧搾が行われていると考えられます。</p> <p>この点、本報告書案において、不当競争に関する検証の必要性の判断については、単に料金プランの形式のみで判断するのではなく、競争への影響度合い等を踏まえて総合的・客観的に判断すべきと示されたところ、その判断においては、MNOの優位性や交渉力により、公正な競争環境に影響が生じていないかという点について留意いただき、仮に公正競争を阻害する事項が確認された場合は、速やかにその解決を図っていただくことを要望いたします。</p> <p style="text-align: right;">【一般社団法人テレコムサービス協会】</p>	<p>○ 上記「意見3-41」に対する考え方とおおりです。</p>	無
意見3-43 料金プランの検証範囲や市場画定にあたっては、個々の料金プランの設計方法や提供方法等の実態を踏まえて、慎重な検討を要望。		
<p>モバイルのスタックテストの基本的な考え方、検証対象や検証方法等については、これまで「接続料の算定等に関する研究会」において検討が重ねられ、今後ガイドライン策定に向けた検証方法等の詳細内容の検討を行うことが予定されています。</p> <p>上記ガイドライン策定にあたっては、競争ルールの検証に関するWGの会合や本WGの報告書(案)にて示されたとおり</p> <p>『事業者が設定する小売り料金については、各々の事業者が、料金体系の一部においてコストを賄えない可能性があっても、そのリスクを取って全体としての料金プランを設計することは、一般</p>	<p>○ モバイル・スタックテストの運用方法については、「接続料の算定等に関する研究会」において検討されていると承知しています。</p>	無

<p>的には想定し得るものである。』 という料金プラン設計の考え方、および 『価格圧搾の問題を含め小売料金が不当な競争を引き起こすものであるか否かの検証の必要性の判断に当たっては、単に料金プランの形式のみで判断するのではなく、競争への影響度合い等を踏まえて総合的・客観的に判断することが適当である。』 という検証必要性の判断の考え方は、一般的な商慣習に照らし合わせても適当であり、弊社も賛同するところです。</p> <p>上記考え方については、本WG会合(第32回)において、 構成員から『一般的に、料金プランの一部分だけ切り出して問題視すること自体に疑問がある。(中略)料金プランの一部だけを切り出して議論するべきではないという考え方に賛成。』、『特に一般論という形で制約は設けておられますけれども、こういった点はモバイル市場においても理解していくべき。』との意見が示され、 公正取引委員会からも『独占禁止法上の観点から見ても、特に違和感はない。』との意見が示されています。</p> <p>上記考え方に照らすと、モバイルスタックテストの検証にあたっては、仮に、リスクを取って設定している部分だけを抜き出して採算性の検証を行ったとしても、結果的にはその料金の採算範囲(つまり料金プラン全体)をトータルで検証することになると考えます。</p> <p>特に本WGにおいて「ゼロ円料金プランと価格圧搾の関係」として論点となっている弊社の「povo2.0プラン」については、データトッピングオプションをお客様の自由な選択、組合せることによって料金が設定されるものであり、その採算性のコントロールは非常に難しいものとなっています。仮に「povo2.0プラン」というひとつの料金プランのうち、一部分だけを切り抜いた採算性検証の結果、その一部料金をもって見直しを迫られることになると、当該プランの存続は非常に不安定なものになります。このような整理は前述の一般的な商慣習とはかけ離れた整理となり、今後の各社の創意工夫、新たなプランの提供にも大きな影響(制約)を与える可能性があると考えます。</p> <p>したがって、これらの点をふまえ、料金プランの検証範囲や市場画定にあたっては、個々の料金プランの設計方法や提供方法等の実態を踏まえて、慎重な検討をお願いします。</p> <p>当社としては、各サービスや料金プランにおける検証を実施する過程において、当社の利用者料金と接続料等が価格圧搾による不当な競争を引き起こしていないことを今後のスタックテストにて示していきたいと考えています。</p> <p style="text-align: right;">【KDDI株式会社】</p>		
<p>4. いわゆる「転売ヤー」対策について</p>		
<p>意見3-44 本報告書案の方向性も踏まえ、転売ヤーについて、引き続き行政並びに業界において実効性のある対策を検討していくべき。</p>		
<p>P128 4. いわゆる「転売ヤー」対策について ③ 対応の方向性</p>	<p>○ 本報告書案への賛同の御意見として承ります。</p>	<p>無</p>

<p>弊社では、顧客管理システムによる1人1台の制御(割引適用の条件)等転売ヤー対策をすでに実施している状況です。</p> <p>転売ヤー対策は、業界として適切に取り組むべき課題と考えており、本対応の方向性も踏まえ、引き続き行政並びに業界において実効性のある対策を検討していくべきと考えます。</p> <p style="text-align: right;">【ソフトバンク株式会社】</p>		
<p>意見3-45 電気通信市場の健全な発達の観点から、総務省において「転売ヤー」問題を踏まえた規制の見直しを検討いただきたい。</p>		
<p>当社は、2019年10月の事業法改正(通信料金と端末代金の完全分離)について、過度なキャッシュバック等行き過ぎた囲い込みの終了及び料金プランの低廉化等、モバイル市場の競争を促進する観点から、一定の成果があったと考えております。</p> <p>一方で、スイッチングコストの低下に伴うキャリア変更の活性化により、現行ルールで特定端末の大幅な安値販売が行われ、当社も、競争上対抗せざるを得ず、結果として、「転売ヤー」問題が新たに生じている状況と考えております。</p> <p>「転売ヤー」問題は、各事業者が実効性のある対策を講じることが第一優先であり、当社においては、1人1台に販売を制限する等の各種取組を実施しております。ただし、対策の隙間を狙った新たな手口が次々と発生していることから、各事業者の取組だけでは根絶は難しいと考えます。そのため、電気通信市場の健全な発達の観点から、総務省において「転売ヤー」問題を踏まえた規制の見直しを検討いただきたいと考えます。</p> <p style="text-align: right;">【株式会社NTTドコモ】</p>	<p>○ いわゆる「転売ヤー」に関しては、まずはMNO各社において実効性のある対策を検討し、実施することが適当と考えます。</p>	<p>無</p>
<p>意見3-46 総務省においては、「転売ヤー」による弊害が継続していないか状況を注視するとともに、公正取引委員会とも連携し、問題の解決に一層尽力いただくことを要望。</p>		
<p>MNOによる端末の安値販売は、MVNOの回線契約を使ってホッピング行為を繰り返す「転売ヤー」を生じさせ、MVNOの事業運営に深刻な影響を与えているのみならず、安価に入手した端末の売却益を得る行為により、反社会的団体の活動など社会全体に対しても深刻な影響を及ぼすおそれがあると考えます。</p> <p>総務省殿においては、本報告書案に記載の通り、「転売ヤー」による弊害が継続していないか状況を注視するとともに、公正取引委員会とも連携し、この問題の解決に一層尽力いただくことを要望いたします。</p> <p style="text-align: right;">【一般社団法人テレコムサービス協会】</p>	<p>○ 本報告書案への賛同の御意見として承ります。</p> <p>○ 総務省においては、今後とも、公正取引委員会をはじめとする他省庁と必要な連携を図っていくことが適当と考えます。</p>	<p>無</p>
<p>意見3-47 対策の検討・報告について、実態を踏まえ過度な負担にならないよう配慮してほしい。</p>		
<p>本報告書(案)において「無意味な乗換え」を生まないように対策についても併せて検討・報告を求めることが適当(P128)とされているところ、指摘されている販売実態が生じていない事業者についてはその旨の報告で足りるようにしていただく等、実態を踏まえ過度な負担にならないよう配慮をお願いいたします。</p> <p style="text-align: right;">【楽天モバイル株式会社】</p>	<p>○ 総務省において、本報告書案の提言を踏まえてMNO各社に検討・報告を求める際には、事業者にとって過度な負担にならないよう配慮することが適当と考えます。</p>	<p>無</p>
<p>意見3-48 転売ヤー対策として、同一名義の契約を携帯各社と契約情報を共有したらよいのではないかと考える。</p>		
<p>転売ヤーに関しては同一名義の契約を携帯各社と契約情報(未納情報は共有している為)共有したらよいのではないかと考える。</p> <p>CICなど数か月単位で情報を共有する期間を別途設けて複数購入の無いように対応をする。</p>	<p>○ いただいた御意見については、参考として承ります。</p>	<p>無</p>

<p>また、機種に本人しか数か月は使えない対応を検討されると良いのではないのでしょうか？ 【個人2】</p>		
<p>5. 固定通信市場に係る課題</p>		
<p>意見3-49 光回線の工事では、開通の遅延、開設・撤去工事費の高止まり等の課題がある。国が中心となり光回線の標準化を可能な限り推し進めていくべき。</p>		
<p>P129 引込線転用による工事の削減 相談現場には、NTTの屋外工事がなかなか行われず、光回線開通までに2か月以上待たされている旨の相談が多く寄せられている。また開設・撤去工事費も高止まりしており、消費者の負担が大きい。国が中心となり光回線の標準化を可能な限り推し進めていくべきだと考える。 【東京都消費生活総合センター】</p>	<p>○ いただいた御意見については、参考として承ります。 ○ 引込線転用に関する議論においては、利用者利便の向上やスイッチングコストの低下等の観点のほか、自己設置事業者間の設備競争に与える影響にも留意する必要があると考えます。</p>	<p>無</p>
<p>意見3-50 引込線転用のスコープをNTT東日本・西日本以外の自己設置事業者まで広げないことに賛同。</p>		
<p>引込線転用スキームの実現に際しては、利用者利便の向上や、公正な競争環境を確保する観点に留意することが重要であり、戸建住宅における引込線転用について、NTT東西以外の自己設置事業者が設置する引込線にまでスコープを拡大するには、現状において設備仕様の違いや利用者利便の低下のおそれが懸念される等様々な課題があり困難と考えます。市場競争への影響等踏まえ、現在、検討されている引込線転用のスコープ拡大に当たっては、NTT東西の設置する設備をスコープとすることに賛同いたします。 【株式会社オプテージ】</p>	<p>○ 本報告書案への賛同の御意見として承ります。</p>	<p>無</p>
<p>意見3-51 引込線転用のスキームの早期実現が重要。また、引込線転用のスコープをNTT東日本・西日本の設置する設備かつ戸建住宅のみとすることに賛同。</p>		
<p>引込線転用スキームの実現により、利用者利便の向上やスイッチングコスト低減の観点に加えて、事業者変更時に引込線の転用が可能である場合に本来であれば不要である設備の新設・撤去が発生せず、第一種指定電気通信設備である引込等設備における維持管理費や新設・撤去工事費等接続料の低廉化にも寄与する施策であることから、本スキームの早期実現が重要であると考えます。 そのため、実現可能な範囲から検討を進めることが適当であると考えており、本報告書(案)において示された「NTT 東日本・西日本の設置する設備かつ戸建住宅のみをスコープとすることが適当」という考え方に賛同いたします。また、弊社としても、本スキームの早期実現に向けて事業者間協議にて引き続き検討を進めていきたいと考えております。 【KDDI株式会社】</p>	<p>○ 本報告書案への賛同の御意見として承ります。 ○ 協議参加事業者においては、事業者間協議において速やかに採用するスキームを決定した上で、引込線転用を可能な限り早期に実現することが適当と考えます。</p>	<p>無</p>
<p>意見3-52 引込線転用のスコープをNTT東日本・西日本以外の自己設置事業者まで広げる際の課題について、解消に向けた協議を引き続き実施すべき。</p>		
<p>本報告書(案)において、「現在事業者間協議において検討が進められている引込線転用スキームについては、NTT 東日本・西日本の設置する設備かつ戸建住宅のみをスコープとすることが適当」(P137)とされているところ、引込線転用スキームの実現は利用者利便の向上、公正な競争環境の整備に資するものであると考えます。 したがって、本報告書(案)にて示された、「NTT 東日本・西日本以外の引込線を自ら設置する自己設置事業者が設置する引込線にまでスコープを拡大すること」(P136)に対する課題については、解消に向けた協議が引き続き行われるべきと考えます。 【楽天モバイル株式会社】</p>	<p>○ 本報告書案に記載のとおり、引込線転用のスコープをNTT東日本・西日本以外の自己設置事業者や集合住宅まで広げることは、多くの課題が存在することが明らかになったことから、現時点においては、スイッチングコストの低下といったメリットよりも、利用者利便の低下や設備競争の阻害などのデメリットの方が大きいと、適当でないと考えます。</p>	<p>無</p>

意見3-53 引込線転用の早期実現が適当とした点に賛同。利用者利便の向上等のため、集合住宅における引込線転用の実現に向けた議論の継続が必要である。		
<p>「速やかに事業者間協議を再開し(中略)引込線転用を可能な限り早期に実現することが適当」とされた点に賛同致します。</p> <p>早期実施が可能な部分から引込線転用を開始し、スイッチングコストの低下、工期短縮等、利用者利便の向上に繋げることが重要と考えます。</p> <p>その際、スイッチングを実現していく上では、戸建て住宅よりも集合住宅における課題の方がより複雑な部分があると思われるものの、多くのユーザーの利便性向上実現のためにも、集合住宅での転用開始に向けても議論を継続していく必要があると考えます。</p> <p>集合住宅は、建物の物理的な構造や建設の経緯等により、選択できるFTTHサービスが、既に配管に回線等が通っているものに限定されており、あとから追加で新規サービスを導入することが困難となっているケースが少なくない割合で存在します。</p> <p>そのため、利用者が既存のもの以外のサービス事業者を選択したくても、建物の構造上、それが実現できないなどの状況は、十分な市場競争が機能していない面がある可能性があります。</p> <p>集合住宅の既存設備についても転用可能なものとしていけるよう、新たな接続制度の仕組みを検討する事等も含め、議論を継続していく必要があると考えます。</p> <p style="text-align: right;">【ソニーネットワークコミュニケーションズ株式会社】</p>	<p>○ 集合住宅における引込線転用に係る検討については、上記「意見3-52」に対する考え方とおりです。今般整理された集合住宅における課題に係る状況変化が今後見られれば、必要に応じて本WG等において検討することが適当と考えます。</p>	無
意見3-54 引込線転用に係る事業者間協議は既に再開しており、コストミニマムに実現できるスキームを詳細に検討し、事業者間の早期合意を目指す考え。その上で、できる限り多くの事業者の参加に向けて、総務省等の協力も得つつ、現状の協議参加事業者6社以外の事業者にも対応していく考え。		
<p>戸建住宅における転用については、事業者によって使用する芯線数等の物理的な設備仕様の相違があることに加え、円滑な転用工事の実現には各設備保有事業者・工事会社間での情報連携の仕組みが必要となる等、自己設置事業者同士の引込線転用スキームの導入にあたっては、下記のような課題があると考えます。</p> <ol style="list-style-type: none"> 1. 物理的な設備仕様の相違 <ol style="list-style-type: none"> ①利用ケーブル(当社は光ファイバ1芯相当、他社では2芯のケースもあり)が相違。 ②電柱でのケーブル添架位置が異なるため、ケーブルに余長がある場合に限り設備転用が可能。光ファイバ終端のフィルタ有無や光コンセント有無など、宅内側設備でも仕様が相違。 2. 工事実施方法の検討 <ol style="list-style-type: none"> ①設備保有者・工事会社が異なるため、廃止新設の順序性を持った工事を行うには新たな連携の仕組みが必要。 ②ケーブルの余長不足等により設備転用が行えなかった場合に、新規に設備構築して開通する、あるいは旧事業者を継続利用するなど、利用者説明や切り戻し方法の検討が必要。 3. 保守方法の検討 <p>光ファイバや引留具等の関連物品も含め、設備転用の対象設備が自社のものと同じ手順や方法で保守が可能か、あらかじめ確認や、必要に応じ保守方法の見直しが必要。</p> 4. 設備管理情報の適正利用に係る検討 	<p>○ NTT東日本・西日本をはじめとする協議参加事業者においては、事業者間協議において速やかに採用するスキームを決定した上で、引込線転用を可能な限り早期に実現することが適当と考えます。</p> <p>○ 引込線転用の実現に際しては、可能な限り多くの事業者が参加することが望ましいところ、総務省において、例えば、関係事業者・団体に課題の整理に係る要請を行った上で参加の呼びかけを行うなど、所要の対応について検討することが適当と考えます。</p>	無

<p>設備転用可否を判断するための各社の設備管理に係る情報(設置場所・利用者等)について、事業者間で連携・共有し、適正に利用する仕組みが必要。</p> <p>集合住宅での転用(横系光配線)についても、戸建の場合と同様の課題があるほか、建物状況と運用方法によっては、追加のルート確保や狭隘スペース等の課題も存在しており、当社以外の自己設置事業者(戸建住宅)や集合住宅まで広げるにはこれらの課題が解決されることが必要と考えます。</p> <p>当社が戸建住宅に設置する引込線等(屋内配線を含む)の転用については、すでに6社による合同協議を再開しているところであり、できる限りコストミニマムに実現できるスキームについて詳細を検討し、まずは事業者間での合意を早期にめざしていく考えです。その上で、できる限り多くの事業者様にご参加いただけるよう、総務省殿等のご協力を頂きながら、6社以外の事業者様とも対応していく考えです。</p> <p style="text-align: center;">【東日本電信電話株式会社・西日本電信電話株式会社】</p>		
<p>意見3-55 引込線転用について、将来的な技術の移行等によって課題の解決を図ることが可能となった場合には、スコープを拡大すべき。また、現在進められている取組みには全ての対象事業者が参加し、同時に転用を開始すべき。運用においては、多くの事業者が導入しやすい運用方法・手順によって整備すべき。</p>		
<p>P137 5. 固定通信市場に係る課題 (1) 引込線転用による工事の削減 ③ 対応の方向性</p> <p>引込線転用は、利用者利便の向上や公正な競争環境を確保する観点から、本来はFTTHアクセスサービス市場全体で転用ができることが望ましく、将来的な技術の移行などによって課題の解決を図ることが可能となった場合は、現行で検討している引込線転用の範囲を拡大すべきと考えます。</p> <p>また、現在検討中の引込線転用の取り組みについては、工事日数や工事費用の削減といったメリットを多くの利用者が享受し、かつ公正な競争環境を確保するためにも、本報告書案に記載のとおり全ての対象事業者が参加し、同時に転用を開始すべきと考えます。また、その運用についても、多くの事業者が導入しやすい運用方法や手順にて整備すべきと考えます。</p> <p style="text-align: center;">【ソフトバンク株式会社】</p>	<p>○ 引込線転用のスコープの将来的な拡大については、今般整理された課題に係る状況変化が今後見られれば、必要に応じて本WG等において検討することが適当と考えます。</p> <p>○ 引込線転用スキームの実現に際しては、可能な限り多くの事業者が参加することが望ましいと考えますが、具体的な進め方・参加事業者の範囲等については、総務省において、生じ得る課題の整理等の検討を関係事業者・団体等に要請するなど、所要の整理を行った上で決定することが適当と考えます。</p>	無
<p>意見3-56 固定通信分野における不当競争検証について本報告書案の方向性に賛同。</p>		
<p>固定通信分野における不当競争は消費者の利益の低下や公正な競争環境の阻害を引き起こすおそれがあることから、「引き続き、NTTドコモ・ソフトバンクに対しては継続的に検証を行うことが適当」(P142)、「固定通信分野における不当競争の検証に当たって、モバイル契約とのセット割を少なくとも「一切考慮しない」ことは適当ではない」(同)、「特にセット割・キャッシュバックについて、NTTドコモ・ソフトバンクにおける会計処理の実情について把握した上で、(略)総務省において、両者から報告を求めるための所要の対応をとることが適当」(同)とする本報告書(案)の方向性に賛同いたします。</p> <p style="text-align: center;">【楽天モバイル株式会社】</p>	<p>○ 本報告書案への賛同の御意見として承ります。</p>	無

<p>意見3-57 今回の検証において原価等が収入を上回る結果となった2社について、検証条件等を精緻化した上で十分な検証を行うことが必要。</p>		
<p>固定通信市場におけるキャッシュバックやセット割については、事業者の自由な競争を前提とした、創意工夫の結果、創出されたものであり、利用者にとっても利便をもたらすものであると考えます。</p> <p>他方で、過度なセット割引やキャッシュバックは公正競争をゆがめるおそれがあり、この点、NTTドコモ・ソフトバンクの2社については、原価等が収入を上回る結果となったところ、さらなる検証の精緻化等実施の上、公正競争を阻害していないか十分な検証が必要と考えます。</p> <p style="text-align: right;">【株式会社オプテージ】</p>	<p>○ 今回の検証において原価等が収入を上回る結果となった2社については、必要に応じ検証条件等を精緻化した上で、総務省において継続して検証を行い、その結果を本WGに報告することが適当と考えます。</p>	無
<p>意見3-58 セット割を契約締結等補助の金額に算入しない場合、当社においては原価は収入の範囲内に収まっている。「FTTHアクセスサービスにおける不当競争の具体例について」を踏まえて、セット割を固定回線における契約締結等補助に含めずに検証を行った結果を明らかにするべき。</p>		
<p>P141</p> <p>5. 固定通信市場に係る課題</p> <p>(2) 固定通信市場におけるキャッシュバック・セット割引による不当競争の検証</p> <p>③ 対応の方向性</p> <p>今回の固定通信市場におけるキャッシュバック・セット割による不当競争の検証は、「FTTHアクセスサービスの提供条件が不当競争を引き起こす具体例」(以下、「ルール」とする。)とは異なり、モバイル料金の割引であるセット割を算入する条件にて検証を行い、弊社の原価等が収入を上回る結果となったとしています。しかしながら、競争ルールの検証に関するWG(第31回)にて説明したとおり、弊社のセット割はモバイル料金から割引するものであり、その内容で検証した場合、原価は収入の範囲内に収まっています。</p> <p>本報告書案においては、事務局で定めた検証条件(=セット割の割引は全額が固定回線の割引とみなす)に基づき検証を行った結果のみしか記載されていませんが、まずは現行ルールを遵守しているかどうかについて、セット割を固定回線に算入せずに検証を行った結果を明らかにすべきと考えます。</p> <p style="text-align: right;">【ソフトバンク株式会社】</p>	<p>○ 今回の検証では、「FTTHアクセスサービスにおける不当競争の具体例について」において、移動通信とのセット割について、「移動通信市場が寡占的であることを考慮した割引総額帰属テストの考え方(…)」の採用要否については、移動通信市場の競争促進の進捗等を踏まえつつ、必要に応じ検討していくものとする」とされていることを踏まえて、セット割を全てFTTHアクセスサービスの料金減免(割引)とみなした上で検証を行っています。</p> <p>○ 今後の検証におけるセット割の扱いについては、特に検証条件の精緻化に係る更なる検討・議論が必要であることから、NTTドコモ・ソフトバンクにおける会計処理の実情について把握するため、総務省において、両者から報告を求めるための所要の対応をとることが適当と考えますが、本報告書案に記載しており、「利用者がFTTHアクセスサービスを選択するに際し、NTTドコモ・ソフトバンクが提供するサービスについては、モバイル契約とのセット割の存在が強い誘因となっていると考えられることを踏まえれば、(…)モバイル契約とのセット割を少なくとも「一切考慮しない」ことは適当ではない」と考えます。</p>	無
<p>意見3-59 総務省の検証は、数ある料金プランの一つを取り上げた4年間の収支モデルによる検証結果に過ぎず、FTTH市場の実態を踏まえれば、ドコモ光が不当競争を引き起こしているとは考えていない。また、セット割の取り扱いについては、「FTTHアクセスサービスにおける不当競争の具体例について」における扱いを踏まえて、契約締結等補助の金額に含めないか、含める場合でも、モバイルサービス側の割引であるという実態に即するべき。</p>		
<p>総務省の検証は、数ある料金プランの一つを取り上げた4年間の収支モデルによる検証結果に過ぎず、FTTH市場の実態を踏まえれば、ドコモ光が不当競争を引き起こしているとは考えておりません。</p> <p>また、「FTTH アクセスサービスにおける不当競争の具体例について」(以下、「ルール」)では、ルールに定める契約締結等補助の金額が不当競争を引き起こすものに該当するかについて、セット割を含めない4年間の収支で判断することとなっていることから検証には含めない、もしくは、含める場合においても、モバイルサービス側の割引である事業の実態に則するべきと考え</p>	<p>○ 今回の検証は、MNO3社が提供するFTTHサービスのうち、特に競争上の影響力が大きいと考えられる戸建向け・集合住宅向けサービスにおいてそれぞれ最も契約数が多いプランを対象とし、4年間の収支モデルで検証したのですが、より実態に即した検証条件とするため、引き続き検証・議論を深めることが適当と考えます。</p> <p>○ 今後の検証におけるセット割の扱いについては、上記「意見3</p>	無

ます。 【株式会社NTTドコモ】	-58」に対する考え方下段のとおりです。	
意見3-60 引込線転用について本報告書案に賛同。回線帯域の変更時も含めて協議すべきと考える。		
光ファイバーの引き込み線の転用に関しては賛成ですが、1Gbpsの回線契約の物を10Gbpsの 変える際など適切に協議をして頂きたいです。 【個人2】	○ いただいた御意見については、参考として承ります。	無

■ 第4章 おわりに

意見4-1 契約数が販売奨励金に直結する現在の販売モデルを見直してほしい。		
P146 (1)通信料金と端末代金の完全分離についての検証 端末割引の上限2万円の規制等の取組により、消費者の乗り換え、プラン変更等が活発化することは評価できる。しかし事業者間の競争激化による端末料金の大幅な値引きが最終的に消費者の利用料金に転嫁されていくと思われる。 契約数が販売奨励金に直結する現在の販売モデルを変更し、販売代理店の店員の離職や疲弊を防ぎ、地域密着して存続するための枠組みを構築してほしい。 【東京都消費生活総合センター】	○ いただいた御意見については、参考として承ります。	無
意見4-2 販売代理店の店員の離職や疲弊を防ぎ、高齢者が安心して相談できるインターネット相談拠点として地域に密着して生き残れる販売代理店の在り方の検討を期待。		
報告の中(P73、147)でも指摘されていますが、販売代理店への支払金は増えており、販売奨励金も増加しています。しかし過度の端末値引き等という販売競争により転売ヤーの暗躍など問題が生じ、買い替えを頻繁に行う利用者だけが利益を得るといいうびつな構造になっているとも言えます。販売モデルの変更により、販売代理店の店員の離職や疲弊を防ぎ、高齢者が安心して相談できるインターネット相談拠点として地域に密着して生き残れる販売代理店の在り方の検討が急務と考え、検討を期待します。 【公益社団法人日本消費生活アドバイザー・コンサルタント・相談員協会 ICT委員会・消費者提言委員会】	○ いただいた御意見については、参考として承ります。	無
意見4-3 報告書案の記述の見直しを提案。		
p.147 第2段落(「改正法の施行以前には、～」)の段落末尾に、WGでの議論を踏まえ、「 <u>また、このような過度の端末値引きが、先進的な技術の導入や電気通信市場の健全な発展を阻害しているとの懸念も指摘されている。</u> 」と追記してはどうか。 【クアルコムジャパン合同会社】	○ 追記の御提案のあった内容は、本報告書案P.147の最終段落に、他の極端な端末の値引きについての指摘や懸念と合わせて記載をしていることから、御提案の箇所に御指摘の点のみを特に追記する必要はないと考えます。	無
意見4-4 報告書案の記述の見直しを提案。		
p.147第4段落(「他方で、～」)の「通信料金の下げ止まりや引上げ」を「通信料金の下げ止まり、 <u>引上げや通信インフラへの投資抑制</u> 」と修正してはどうか。現状として、通信料金収入の低減、端末の代理店等への支払いコストの増加の結果が、5G通信インフラへの投資の抑制につながっているとの指摘がある。 【クアルコムジャパン合同会社】	○ 御指摘の箇所は、「現行の上限2万円規制を撤廃すると、以前の極端な状況にまで戻ってしま」う結果として考えられる懸念の例示であるため、御提案のあった追記は適当でないと考えます。	無

意見4-5 MNO各社における端末値引の実施に当たっての方向性、本WGにおける今後の検証についての方向性に賛同。		
<p>○ p.148「MNO各社においては、端末の値引きを検討・実施するに当たっては、上限2万円規制の遵守を徹底するのは当然として、それに加え、上記のような指摘や懸念を踏まえて適切に対応することが求められる。」について、その趣旨に賛同いたします。さらに、現在の一部特定機種への大幅な値引き(WG終了後、市場では値引きだけでなく高額なキャッシュバックを行う事例も登場しています。)や下取り価格あるいは残価設定の過剰な優遇が、先進的な技術の導入を妨げ、引いては将来の電気通信市場の健全な発展を阻害するおそれがあります。このため、総務省においては、このような電気通信市場の歪みを早期に是正し、電気通信サービスの質の競争が健全に発展することを通じて、わが国の電気通信市場が5Gで世界をリードし、その成功をBeyond 5Gへとつなげるよう、適切な施策を講じることなどを通じて指導・監督を進めていただくことを強く要請いたします。</p> <p>○ p.149「未解決の課題はないかについて常に利用者の視点に立って検証を行うとともに、必要があれば一定の規律を課すことを検討していく必要がある。」について、利用者の利益の保護や、電気通信市場を発展させるため、まさに必要な取り組みであり、その趣旨に賛同いたします。</p> <p style="text-align: right;">【クアルコムジャパン合同会社】</p>	○ 本報告書案への賛同の御意見として承ります。	無
意見4-6 今後も、携帯電話の利用者の生活がより一層便利で快適なものになるよう努める。		
<p>当社はこれまでも、世界初の完全仮想化モバイルネットワークの展開による設備投資や運用コストの大幅な削減を通じて低廉で利便性の高いサービスを提供し、日本の家計に占める通信費を下げ、消費循環を後押ししていくことで「携帯電話の民主化」に取り組んでまいりました。今後も、新たなサービスの提供などを通じて、お客様の生活がより一層便利で快適なものになるよう努めてまいります。</p> <p style="text-align: right;">【楽天モバイル株式会社】</p>	○ いただいた御意見については、参考として承ります。	無
意見4-7 今回の報告書案を評価する。通信インフラに関しては、総合通信基盤局でイニシアティブを取って進めていただきたい。		
<p>今回の報告書を評価させていただきますが、さらにもう一步踏み込めば通信インフラ(機器)といえども資源の枯渇、環境、希少レアメタル等々オールジャパンで取り組むべき課題が山積しています。省庁横断的にやるべき政策提言、そして実効性のある具体策を総合通信基盤局でイニシアティブをとって進めていただければ有難いと思います。</p> <p style="text-align: right;">【公益社団法人日本消費生活アドバイザー・コンサルタント・相談員協会 ICT委員会・消費者提言委員会】</p>	○ 本報告書案への賛同の御意見として承ります。	無
意見4-8 MNOとMVNO間のイコールフティングの確保が必要不可欠であり、本報告書案の考え方に賛同。		
<p>モバイル市場において継続的に多様なサービスが生みだされるためには、有限希少な周波数資源の有効利用の観点から、少数のMNOが設備を保有する構造が引き続き避けられない中、多数のMVNOが事業展開できるように、「設備を保有するMNO」と「保有しないMVNO」が同じ条件で設備を利用することができるイコールフティングの確保が必要不可欠であると考えますため、本報告書の考え方に賛同いたします。</p>	○ 本報告書案への賛同の御意見として承ります。	無

<p>特に、5G(SA方式)サービスでは、超高速通信サービスに加え、多数同時接続や超低遅延通信が可能となることにより、さらに多種で高度なサービスの提供が期待されており、国民生活や産業活動において欠かせないサービスとして、今後さらにその重要度は高まるものと考えます。</p> <p>総務省殿においては、引き続き、接続料金等の検証をはじめ、市場の状況や、MNOとMVNO間の協議状況等を注視いただくとともに、状況に応じ必要な取り組み等をご検討いただくことを要望いたします。</p> <p style="text-align: right;">【株式会社オプテージ】</p>		
<p>意見4-9 総務省において、MNOとMVNOの様々な取り組みについて、MNOとMVNO間の協議が適切に行われているか、イコールフットイングが確保されているかを引き続き注視し、問題が生じている場合は速やかに解決に向け対応いただくことを要望。</p>		
<p>移動通信市場において継続的に多様なサービスが生みだされ、Society5.0の基盤となる5GやBeyond5Gの発展のためには、有限希少な周波数資源の有効利用の観点から、少数のMNOが設備を保有する構造が引き続き避けられない中、MVNOが移動通信市場の競争を活性化し続け、その中で確固たる存在となり、さらに多くの利用者に対し安心・安全に使える高度で多様なサービスを提供していくため、「設備を保有するMNO」と「保有しないMVNO」が同じ条件で設備を利用することができるイコールフットイングの確保が必要不可欠であると考えます。</p> <p>総務省殿においては、5G(SA方式)時代におけるネットワーク機能開放をはじめ、MNOとMVNO間の様々な取り組みについて、MNOとMVNO間の協議が適切に行われているか、MNOとMVNO間のイコールフットイングが確保されているかを引き続き注視し、仮に問題が生じていることが確認されたときは速やかにその問題の解決に向け対応いただくことを要望いたします。</p> <p style="text-align: right;">【一般社団法人テレコムサービス協会】</p>	<p>○ 本報告書案への賛同の御意見として承ります。</p>	<p>無</p>

■ その他

<p>意見5-1</p>		
<p>楽天モバイルの低価格プランへの規制は強めているのに、プラチナバンドなどの競争に必須とされるものは与えない。総務省主導の楽天モバイルへの実質の冷遇である。</p> <p>行政が新規参入企業を冷遇し、既存企業の利権を守る姿勢が非常に悪質である。楽天モバイルへにもプラチナバンドを与えてください</p> <p style="text-align: right;">【個人1】</p>	<p>○ いただいた御意見については、参考として承ります。</p>	<p>無</p>
<p>意見5-2</p>		
<p>携帯電話、情報通信は、人間の生殺与奪の権をいまや握っているとでも言い過ぎではないであろう。携帯電話を現に持っていなければ職探しもままならないという事例も出始めている。いわゆる低所得者(をどう定義するかも議論あってしかるべきだが)への保護も今後は議論すべきと本稿意見者は考えている。</p> <p style="text-align: right;">【個人3】</p>	<p>○ いただいた御意見については、参考として承ります。</p>	<p>無</p>
<p>意見5-3</p>		
<p>モバイル市場の件だが、楽天モバイルにプラチナバンドを配分されてない時点で公正な競争はできないし、競争ルールと言いつつ、楽天モバイルの1円プランなど楽天の値下げを主に規制</p>	<p>○ いただいた御意見については、参考として承ります。</p>	<p>無</p>

<p>している。 ドコモなどの携帯大手3社からの天下りを疑ってしまわざるを得ない。あまりにも露骨すぎる 【個人5】</p>		
<p>意見5-4</p>		
<p>総務省の楽天モバイルいじめが酷すぎると思う。競争ルールを新規参入企業をしぼるためのものにしてほしくない。まず、0円プランなどの低価格プランを禁止して、競争を阻害し、楽天モバイルの新規顧客獲得を妨害していることがあげられる。他にも楽天モバイルへのプラチナバンドを再割り当てせずに不公正な競争をしいらせている。</p> <p>携帯大手3社の天下りがあるのは周知の事実で否定しようがないと思いますが、楽天潰しがあからさま過ぎます。国民目線の行政運営をしてください。 【個人9】</p>	<p>○ いただいた御意見については、参考として承ります。</p>	<p>無</p>
<p>意見5-5</p>		
<p>競争にも関係があるが、それよりも電気通信の基本となる事・競争にも関係して今まさに重要である事を述べておく。 各社が設備の共用・乗り入れを行うという予定でもあるのであるから、各社が提供している電子メールのサービスについて必ずTLSでの保護(SMTPoverTLS、STARTTLS)を行うようにされたい。 それが行われない・国による指摘と指導が行われないのは、重大な個人情報保護法及びサイバーセキュリティ基本法への違背となるはずである。 意見は以上である。 【個人13】</p>	<p>○ いただいた御意見については、参考として承ります。</p>	<p>無</p>